

# 第 36 回 外国人研修指導協議会 議事次第

令和 7 年 6 月 24 日（火） 13:00～14:00

オンライン開催（Teams）

## 1. 開 会

## 2. 議 題

### （1）各機関からの情報提供

#### ①厚生労働省

『育成就労制度の検討状況について』

#### ②出入国在留管理庁

『技能実習制度及び特定技能制度の現状について』

#### ③警察庁

『令和 6 年における来日外国人犯罪の検挙状況等について』

#### ④全国中小企業団体中央会

『外国人材受入れ制度への中央会の対応について』

### （2）質疑応答

## 3. 閉 会

.....

### （出席省庁）

○出入国在留管理庁      ○厚生労働省      ○警察庁

### （出席団体）

○日本商工会議所                      ○全国商工会連合会  
○全国中小企業団体中央会      ○全国商店街振興組合連合会

### （事務局）

○経済産業省      ○中小企業庁

## 第36回 外国人研修指導協議会 出席者名簿

(順不同 敬称略)

☆・・・説明者

1 厚生労働省 人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室	室長補佐	上野 格嗣	☆
2 出入国在留管理庁 在留管理課	補佐官	堀内 亜紀	☆
3 出入国在留管理庁 在留管理課 技能実習企画第一係	係長	豊岡 慎平	
4 出入国在留管理庁 在留管理課 特定技能企画係	係長	鴨志田 栄照	
5 警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官 施策・分析係	課長補佐	笠畑 慎二	☆
6 警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官 施策・分析係	係長	佐藤 勇輔	
7 警察庁警備局外事情報部外事課	課長補佐	前川 貴成	
8 全国中小企業団体中央会 労働政策部	主事	熊野 祐気	☆
9 日本商工会議所 産業政策第二部	課長	佐藤 弘太	
10 日本商工会議所 産業政策第二部	主査	棚澤 恵美	
11 全国商工会連合会 中小企業問題研究所	主任研究員	宮川 佳奈子	
12 全国商店街振興組合連合会	専務理事	鹿野 郁夫	
13 全国商店街振興組合連合会	管理部長	松戸 健次	
14 全国商店街振興組合連合会	管理部課長	飯田 満江	
15 経済産業省 経済産業政策局 産業人材課 未来人材戦略室	室長	高木 悠一	
16 経済産業省 経済産業政策局 産業人材課	課長補佐	小林 鋭祐	
17 経済産業省 経済産業政策局 産業人材課	係長	小迫 美智子	
18 経済産業省 経済産業政策局 産業人材課	係長	飯尾 一輝	
19 経済産業省 経済産業政策局 産業人材課	係員	太田 優和	
20 中小企業庁 経営支援部 経営支援課	課長補佐	藤本 篤史	
21 中小企業庁 経営支援部 経営支援課	課長補佐	川口 光風	
22 中小企業庁 経営支援部 経営支援課	係長	河原木 智子	
(オブザーバー)			
23 経済産業省 製造産業局 製造産業戦略企画室	係長	不破 大紀	
24 経済産業省 製造産業局 製造産業戦略企画室	係長	吉村 咲希	

## 第 36 回 外国人研修指導協議会 配付資料一覧

- 資料 1 議事次第
- 資料 2 出席者名簿
- 資料 3 配付資料一覧
- 資料 4 厚生労働省 『育成就労制度の検討状況について』
- 資料 5 出入国在留管理庁 『技能実習制度及び特定技能制度の現状について』
- 資料 6 警察庁 『令和 6 年における来日外国人犯罪の検挙状況等について』
- 資料 7 全国中小企業団体中央会  
『外国人材受入れ制度への中央会の対応について』

# 育成就労制度の検討状況について

令和7年6月24日 第36回外国人研修指導協議会

厚生労働省人材開発統括官付  
海外人材育成担当参事官室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 技能実習制度及び特定技能制度見直しの経緯

## 技能実習制度・特定技能制度の検討条項

○**技能実習制度**（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）附則第2条）

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

※ 平成29年11月1日施行 ⇒ 見直し時期：令和4年11月1日目途

○**特定技能制度**（出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）附則第18条第2項）

政府は、この法律の施行後二年を経過した場合において、新入管法別表第一の二の表の特定技能の在留資格に係る制度の在り方（地方公共団体の関与の在り方、同表の特定技能の項の下欄第一号又は第二号の技能を有するかどうかの判定の方法の在り方及び同表の技能実習の在留資格に係る制度との関係を含む。）について、関係地方公共団体、関係事業者、地域住民その他の関係者の意見を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 ※ 平成31年4月1日施行 ⇒ 見直し時期：令和3年4月1日目途

## 技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議

### ・ R4.11.22 有識者会議の設置

※ 座長：田中明彦 独立行政法人国際協力機構理事長

※ 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議（共同議長：法務大臣・官房長官）の下に設置

### ・ R5.11.30 計16回の議論・28回のヒアリングを経て、最終報告書を法務大臣へ提出

### R6.2.9 最終報告書を踏まえた政府方針を決定

※ 「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議最終報告書を踏まえた政府の対応について」（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）

第213回通常国会において入管法及び技能実習法の一部改正法が成立 **令和9年4月1日施行予定**

# 改正法の概要（育成就労制度の創設等）

令和6年6月14日成立、21日公布

技能実習制度及び特定技能制度をめぐる状況に鑑み、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする新たな在留資格として育成就労の在留資格を創設し、育成就労計画の認定及び監理支援を行おうとする者の許可の制度並びにこれらに関する事務を行う外国人育成就労機構を設けるほか、1号特定技能外国人支援に係る委託の制限、永住許可の要件の明確化等の措置を講ずる。（公布の日から原則3年以内に施行（注1））

（注1）準備行為に係る規定は公布即施行

## 入管法

### 1. 新たな在留資格創設

- 技能実習の在留資格を廃止。「**育成就労産業分野**」（特定産業分野のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの）に属する技能を要する業務に従事すること等を内容とする「**育成就労**」の在留資格を創設（注2）。

### 2. 特定技能の適正化

- 特定技能所属機関（受入れ機関）が1号特定技能外国人の支援を外部委託する場合の委託先を、登録支援機関に限るものとする。

### 3. 不法就労助長罪の厳罰化

- 外国人に不法就労活動をさせる等の不法就労助長罪の罰則を上げ。（拘禁刑3年以下又は罰金300万円以下→5年以下又は500万円以下 ※併科可）

### 4. 永住許可制度の適正化

- 永住許可の要件を一層明確化し、その基準を満たさなくなった場合等の取消事由を追加。ただし、特段の事情がない限り、在留資格を変更して引き続き在留を許可。

（注2）さらに、一定基準に適合する企業の外国事業所の職員が技能等を修得するための「企業内転勤2号」の在留資格を創設。

### 4. その他

- 季節性のある分野において、派遣形態による育成就労の実施を認める。
- 制度所管省庁が地域協議会を組織することができるものとし、地域の実情を踏まえた取組について協議を行うものとする。
- 施行までに技能実習生として入国した者は、施行後、現段階から次の段階までの資格変更（例：1号→2号、2号→3号）を一定の範囲で認める。

## 育成就労法（技能実習法の抜本改正）

### 1. 育成就労制度の目的・基本方針

- 法律名を「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」（**育成就労法**）に改める。
- 育成就労制度は、育成就労産業分野において、**特定技能1号水準の技能を有する人材を育成**するとともに、**当該分野における人材を確保**することを目的とする。
- 政府は基本方針及び分野別運用方針を定めるものとし、分野別運用方針において、各分野の受入れ見込数を設定するものとする。

### 2. 育成就労計画の認定制度

- 育成就労計画の認定に当たって、育成就労の期間が3年以内（注3）であること、業務、技能、日本語能力その他の目標や内容、受入れ機関の体制、外国人が送出機関に支払った費用額等が基準（注4）に適合していることといった要件を設ける。
- 転籍の際には、転籍先において新たな育成就労計画の認定を受けるものとし、当該認定は、①やむを得ない事情がある場合や、②同一業務区分内であること、就労期間（1～2年の範囲で業務の内容等を勘案して主務省令で規定）・技能等の水準・転籍先の適正性に係る一定の要件（注5）を満たす場合（本人意向の転籍）を行う。

### 3. 関係機関の在り方

- 監理団体に代わる「**監理支援機関**」については、外部監査人の設置を許可要件とする。監理支援機関は、受入れ機関と密接な関係を有する役職員を当該受入れ機関に対する業務に関わらせてはならないものとする。
- 外国人技能実習機構に代わる「**外国人育成就労機構**」を設立。育成就労外国人の転籍支援や、1号特定技能外国人に対する相談援助業務を追加。

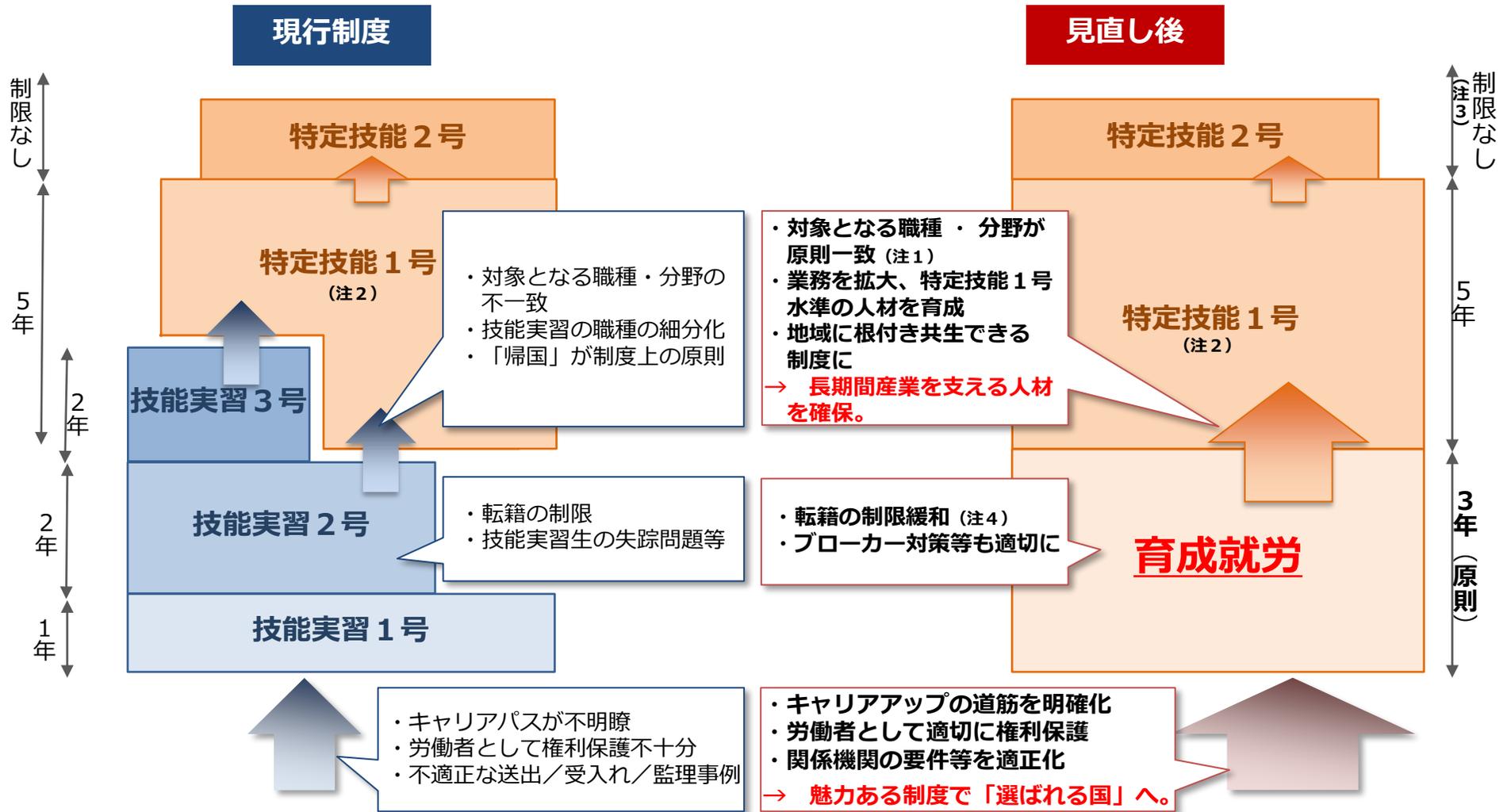
（注3）主務省令で定める相当の理由（試験不合格）がある場合は、最大で1年の延長可。

（注4）詳細な要件は、主務省令で定める。

（注5）詳細な要件は、主務省令で定める。具体的には、

- ・ 同一機関での就労期間については分野ごとに1年から2年の範囲で設定すること
- ・ 技能等の水準については、技能検定試験基礎級等及び分野ごとに設定するA1～A2相当の日本語能力に係る試験への合格
- ・ 転籍先が、育成就労を適正に実施する基準を満たしていることを要件とすることを予定している。

# 制度見直しのイメージ図



(注1) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定産業分野と原則一致させるが、国内での育成になじまない分野は育成就労の対象外。

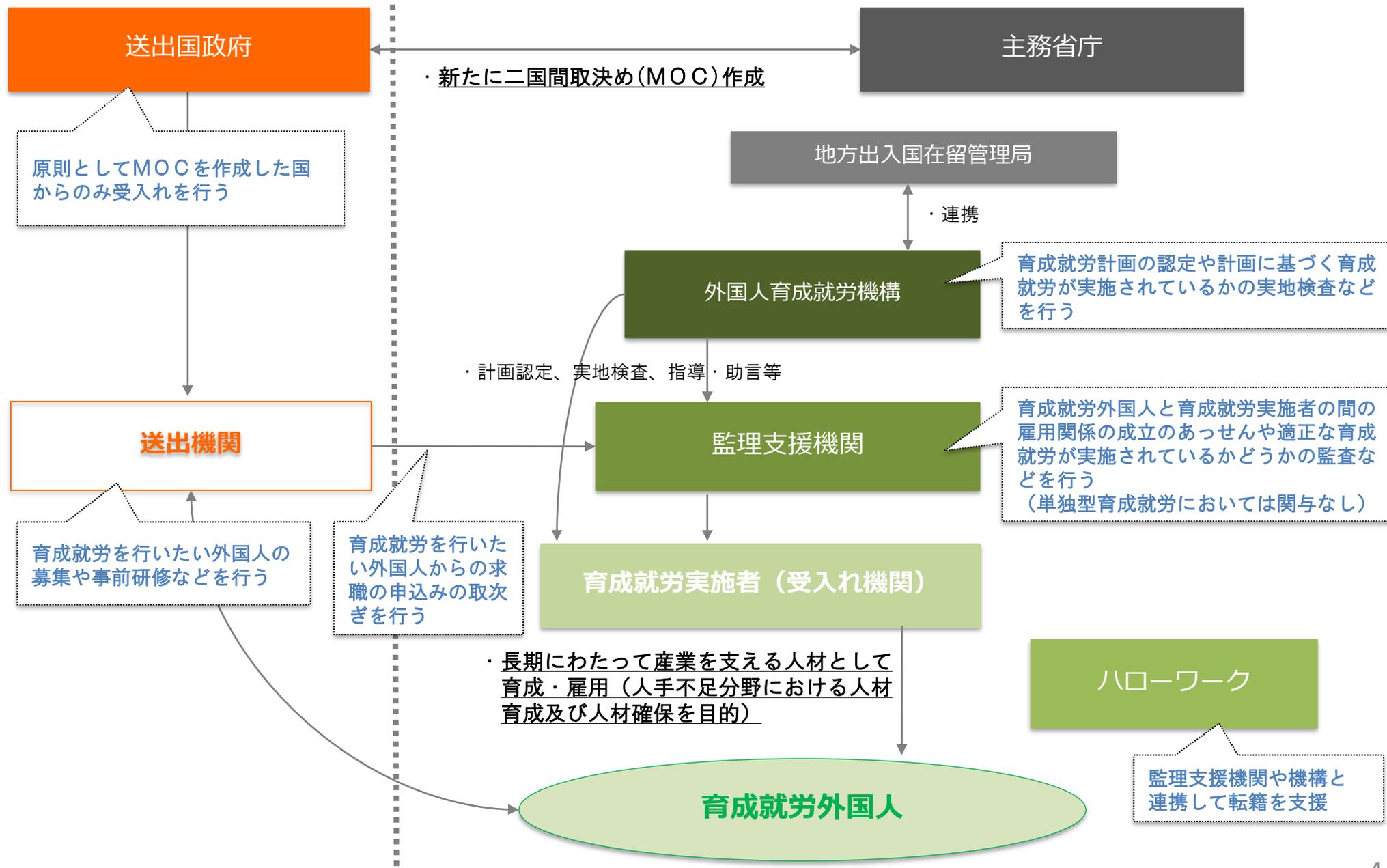
(注2) 特定技能1号については、「試験ルート」での在留資格取得も可能。

(注3) 永住許可につながる場合があるところ、永住許可の要件を一層明確化し、当該要件を満たさなくなった場合等を永住の在留資格取消事由として追加する。

(注4) 転籍の制限緩和の内容

- 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに、手続を柔軟化。
- 以下を要件に、同一業務区分内での本人意向による転籍を認める。
  - ・ 同一機関での就労が1～2年(分野ごとに設定)を超えている
  - ・ 技能検定試験基礎級等及び一定水準以上の日本語能力に係る試験への合格
  - ・ 転籍先が、適切と認められる一定の要件を満たす

# 育成就労制度の関係機関のイメージ



# 「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」について

## 設置目的

### 特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議

改正入管法及び育成就労法に基づき、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」の下、特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針の作成に当たって有識者から意見を聴取することを目的とする会議。

### 特定技能制度及び育成就労制度の技能評価に関する専門家会議

「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」の下、特定技能制度及び育成就労制度の分野別運用方針を定めるに当たって、両制度の技能評価に関する方針や試験等の適正性等を検討し、有識者会議に検討結果を報告することを目的とする会議。

## 構成

**有識者会議**

**構成員** 座長1名、委員13名(計14名)  
学者(経済学、労働法・労働政策、職業能力開発関係、社会人口学)、労使団体、弁護士、その他関係者(支援関係、地方公共団体、実務家)

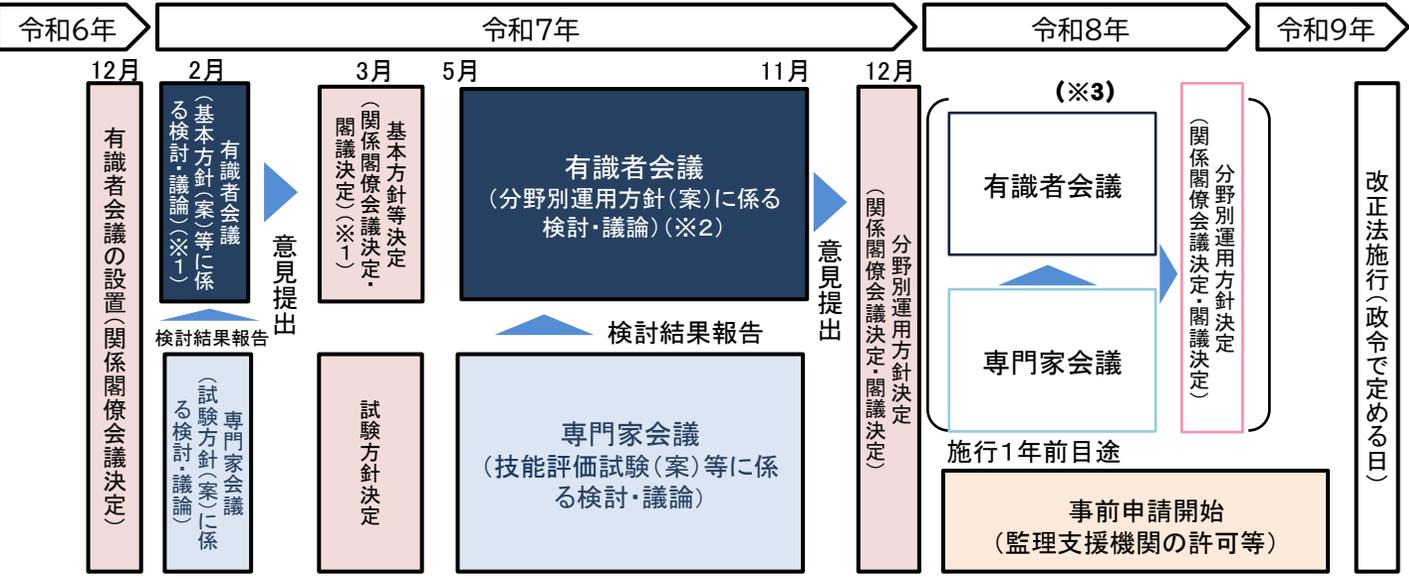
**役割** ・基本方針(案)、分野別運用方針(案)に係る検討・議論  
・各分野所管省庁等へのヒアリング  
・関係閣僚会議への意見提出等

**専門家会議**

**構成員** 座長1名、委員7名(計8名)  
学者(職業能力開発関係)、実務家(職業能力開発関係)、労使団体

**役割** ・技能評価に関する方針(案)や試験(案)等に係る検討・議論  
・各分野所管省庁等へのヒアリング  
・有識者会議への検討結果報告

## スケジュール



<関係省令の策定について>  
改正入管法及び育成就労法に基づき定める関係省令(注)については、関係者から意見を聴取することを目的とする会議を別途開催し、その意見を踏まえて令和7年夏頃に公布する予定。

- (注) 関係省令で定める主な事項
- ・ 育成就労計画の認定基準について
  - ・ 転籍について
  - ・ 監理支援機関の許可基準について
  - ・ 送出しについて
  - ・ 特定技能制度の適正化 等

※1 現行特定技能制度下における既存3分野(介護・工業製品製造業・外食業)の分野別運用方針についても改正。  
 ※2 新たな受入れ対象分野の追加についても検討予定。  
 ※3 各分野において、分野別運用方針の変更を要する場合や、更なる受入れ対象分野の追加希望があれば、検討する(令和9年度以降も同様に運用予定)。

# 特定技能制度及び育成就労制度に係る制度の運用に関する基本方針の概要

令和7年3月11日閣議・関係閣僚会議決定

## 1 両制度の意義・受入れ分野に関する事項

### 【特定技能制度について】

- 特定技能制度の意義は、人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築することである。
- 特定技能制度の特定産業分野は生産性向上や国内人材確保のための取組を行った上でなお人材を確保することが困難な分野とする。

### 【育成就労制度について】

- 育成就労制度の意義は、特定産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させることが相当である分野（育成就労産業分野）に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成するとともに、育成就労産業分野における人材を確保する仕組みを構築することである。
- 育成就労外国人の受入れは、特定産業分野のうち、特定技能1号水準の技能を3年間の就労を通じて修得させることが相当である分野（育成就労産業分野）に限って行う。
- 育成就労において派遣形態での受入れができるのは、季節的業務に従事させる必要がある分野に限られる。

### 【両制度の共通事項について】

- 分野別運用方針で、人手不足の状況を踏まえて受入れ対象分野を定める。
- 分野別運用方針において、原則として5年ごとの受入れ見込数を示し、受入れ見込数は外国人受入れの上限数として運用する。

## 2 受け入れる外国人材に関する基本的事項

- 1号特定技能外国人、2号特定技能外国人、育成就労外国人について、求められる技能及び日本語の水準、在留期間、家族帯同の可否等についてそれぞれ定める（整理すると以下の表のとおりとなる。）。

	育成就労	特定技能1号	特定技能2号
技能水準 ※1	終了時点で特定技能1号水準に達することが必要	相当程度の知識又は経験を必要とする技能(特定技能1号評価試験、技能検定3級等を想定)	熟練した技能(特定技能2号評価試験、技能検定1級等を想定)
日本語能力水準 ※1	就労開始前:A1相当(相当講習でも可) 終了時点:A2相当	A2相当	B1相当
期間	3年 (試験に不合格だった場合、最長1年延長)	通算で5年を上限 一部例外を規定 ※2	在留期間の更新回数に上限はない
家族帯同	基本的に不可	基本的に不可	可能

※1 技能・日本語能力に関する水準は試験により確認する。試験は分野別運用方針において定める（分野の実情に応じて上乗せ可能）。

※2 妊娠・出産等に係る期間は、通算期間に含めない。また、特定技能2号評価試験等に不合格になった場合、一定の要件の下で最長1年の在留継続を認める。

## 3 受入れ機関に係る施策等に関する基本的事項

- 特定技能外国人の受入れ機関は、特定技能外国人に職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援を実施する義務がある。
- 育成就労外国人の受入れ機関は、育成就労計画に基づいて育成就労を行わせ、目標とする技能及び日本語能力の試験を受験させる義務がある。
- 育成就労制度における転籍制限期間（1年～2年）は各受入れ分野において定める。

## 4 制度運用に関する関係行政機関の調整に関する基本的事項

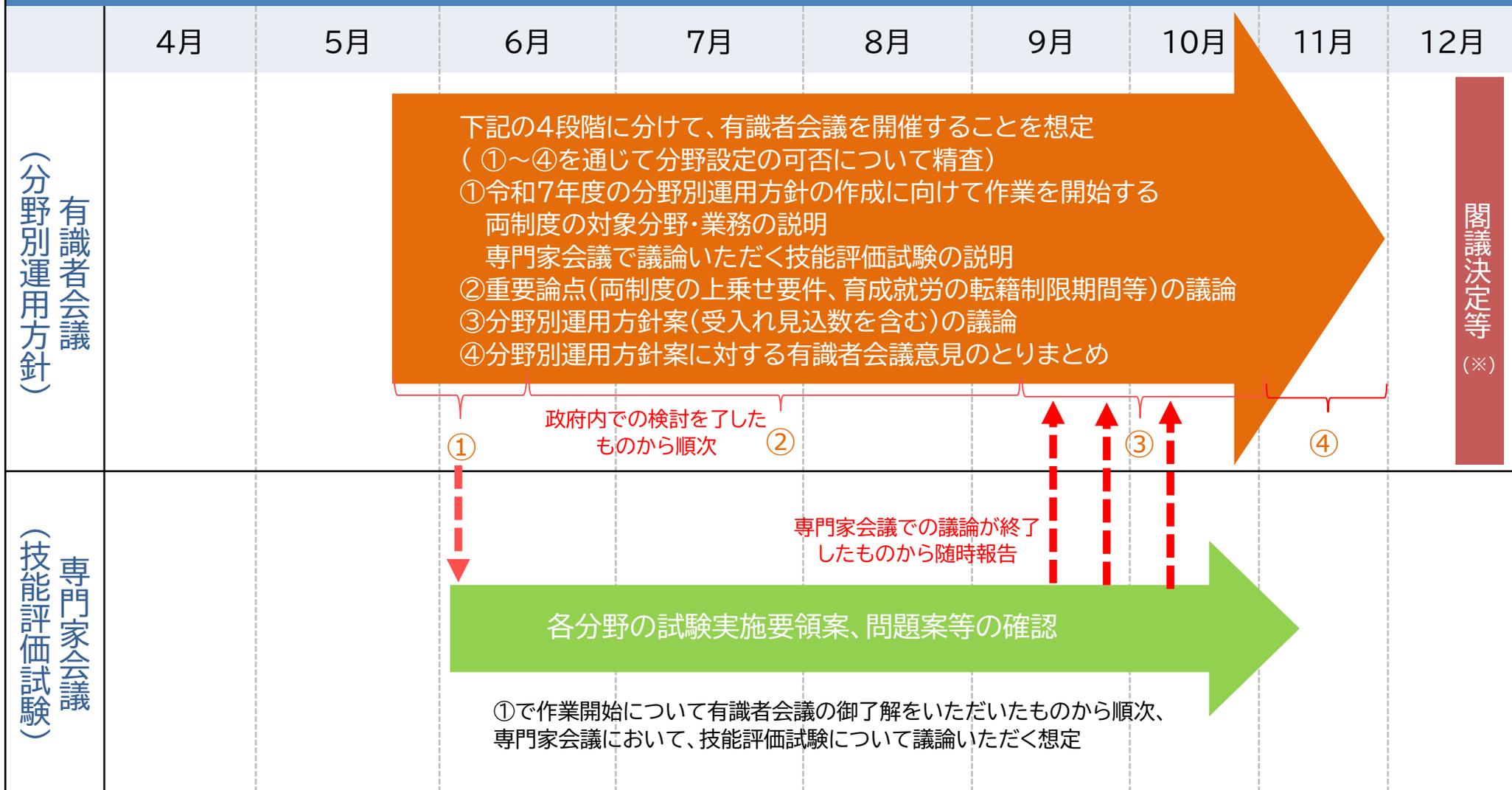
- 法務省は、特定技能外国人等の実態に係る情報を収集し、関係機関と共有し、適切な連携をする。
- 厚生労働省は、都道府県労働局等を通じて受入れ機関等を適切に監督する。
- 法務省及び厚生労働省は、育成就労計画の認定制や監理支援機関の許可制を適正に運用する。
- 外国人育成就労機構は、主務大臣等の委託を受けて育成就労に関する権限を包括的に行使する。
- 分野所管省庁は、特定技能制度及び育成就労制度に係る分野別運用方針において、受入れ機関等に課す上乗せ要件を設定する。
- 法務省、厚生労働省等は、悪質ブローカー等の排除を徹底する。
- 送出国との間で二国間取決め（MOC）を作成し、送出しの適正化等に関する取組を推進する。
- 各分野における人手不足の状況の継続的な把握に努め、その状況等を踏まえて、必要な時は外国人の受入れを停止又は再開する。
- 外国人の受入れ状況を継続的に把握し、問題が生じた場合においては関係機関が連携して適切な対応を取る。
- 受入れにより行方不明者の発生や治安上の問題が生じないよう関係機関は、情報の連携及び把握に努める。

## 5 その他の重要事項

- 大都市圏に人材が過度に集中しないよう配慮に努める。
- 外国人及び受入れ機関は、公租公課を支払う責務があり、制度所管省庁は、これらの者が納付すべき公租公課の未納を防ぐため、関係行政機関と連携の上、必要な措置を講じる。
- 被送還者の自国民引取義務を適切に履行していない国からの受入れは行わない。
- 改正法の施行後一定の期間が経過した際には基本方針の見直しを行う。

# 特定技能制度及び育成就労制度の分野別運用方針の決定までの有識者会議及び専門家会議のスケジュール（案）について

令和7年



※ 分野別運用方針の閣議決定は、必要に応じて令和8年度中にも実施を想定

# 特定技能制度及び育成就労制度の分野別運用方針に向けた作業開始について①

## 【対象分野（案）】

### 両制度における外国人受入れの基本的な考え方・受入れ対象分野の定義（基本方針）

【特定技能制度及び育成就労制度における外国人受入れの基本的な考え方】（基本方針第一の1）

外国人の受入れにより我が国の健全な労働市場の形成、良好な治安の維持等の安全・安心な社会の実現に向けた取組、送出国との良好な関係の維持等に与える影響を十分考慮しつつ、生産性向上のための取組や国内人材の確保を行ってもなお**当該分野における人手不足が深刻**であり、当該分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要な分野に限って、必要な範囲で外国人の受入れを行う

【特定産業分野及び育成就労産業分野の定義】（基本方針第二の1（1）、2（1））

- 特定産業分野：**人材を確保することが困難な状況にあるため**外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野
- 育成就労産業分野：**特定産業分野のうち**、外国人にその分野に属する技能を**本邦における3年間の就労を通じて修得させることが相当**である分野

### 両制度の対象分野イメージ（案）

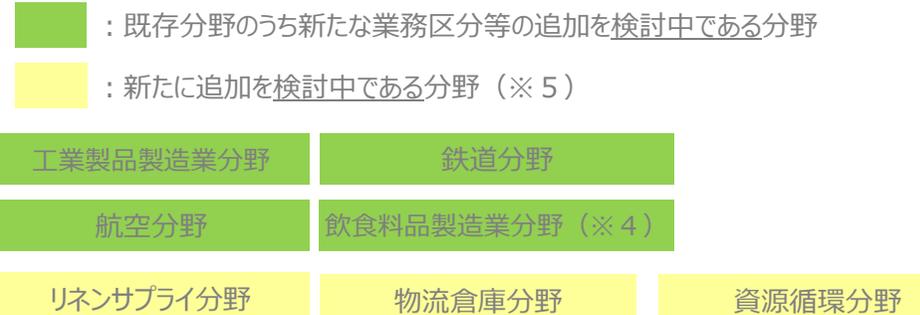
特定産業分野：19分野（P）（※1・2）

育成就労産業分野：17分野（P）（※1・2）

※3

### 特定産業分野の概要（案）

既存分野		
介護分野	ビルクリーニング分野	建設分野
造船・舶用工業分野	自動車整備分野（※4）	宿泊分野
自動車運送業分野	農業分野	漁業分野
外食業分野	木材産業分野	林業分野



※1 特定産業分野について、政府として、深刻な人手不足の状況にあることを客観的指標（有効求人倍率）により確認

※2 有識者会議や専門家会議等の議論の過程で、**一定の専門性・技能を要する業務であることの確認（技能水準の設定、試験の作成等）**等を行うが、**当該整理ができない分野は、**継続検討として対象分野等の追加等が**令和8年度以降に先送り**となることなどがある

※3 自動車運送業分野（業務に従事するに当たり、我が国の法令に基づく普通自動車運転免許等の取得が前提となっているもの）、航空分野

※4 自動車整備分野については、業務区分を「自動車整備業務区分」と「車体整備業務区分（仮称）」の2区分に切り分けることを検討中  
飲食物品製造業分野については、業務区分を「飲食物品製造業」と「水産加工業」の2区分に切り分け、前者について対象の産業を追加することを検討中

※5 **新たな分野の追加や業務区分等の追加については、業所管省庁の要望を踏まえ検討・精査中**

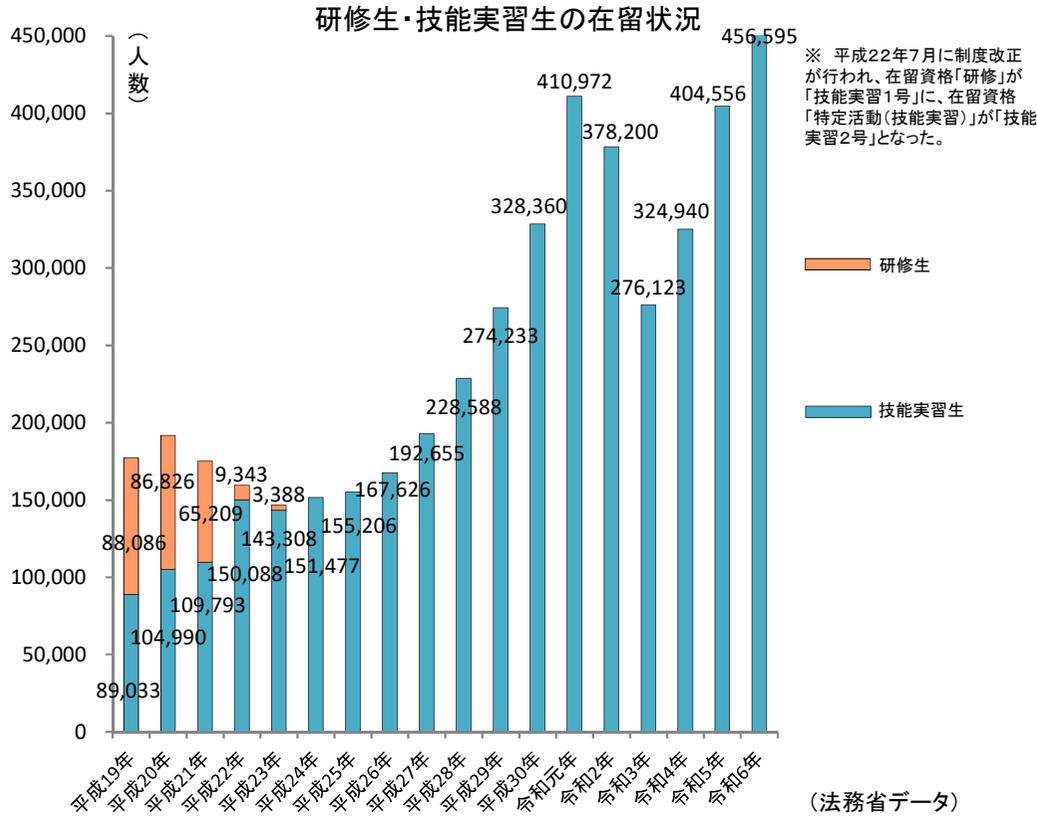
# 「技能実習制度及び特定技能制度の現状について」

令和7年6月24日 第36回外国人研修指導協議会資料

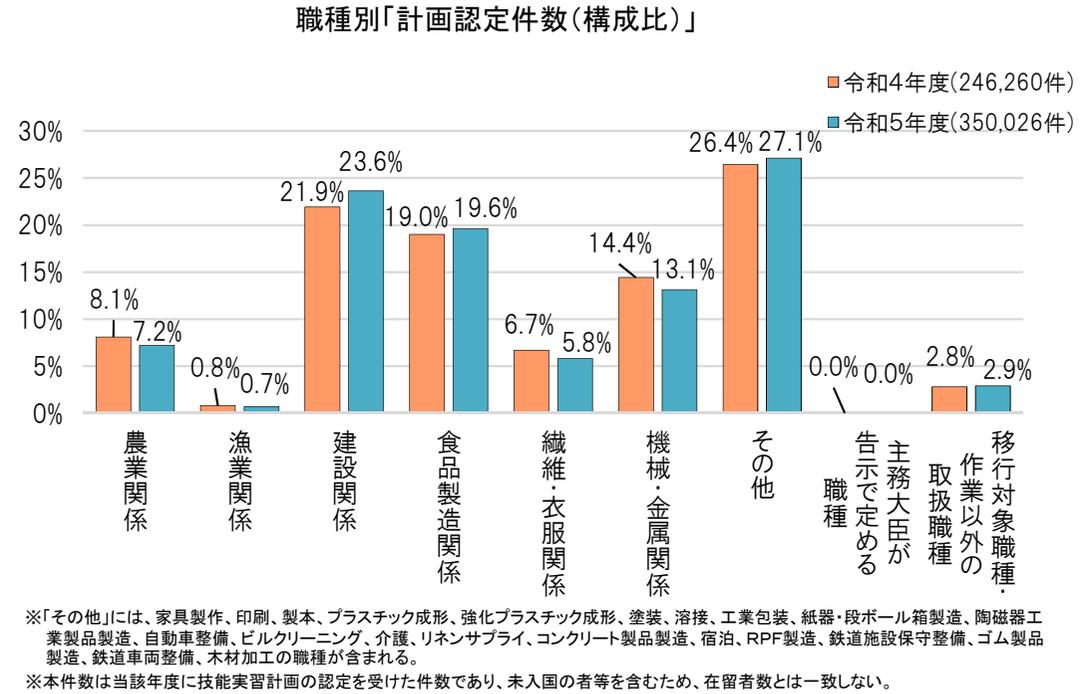
出入国在留管理庁  
在留管理支援部在留管理課  
Immigration Services Agency of Japan

# 技能実習制度の現状

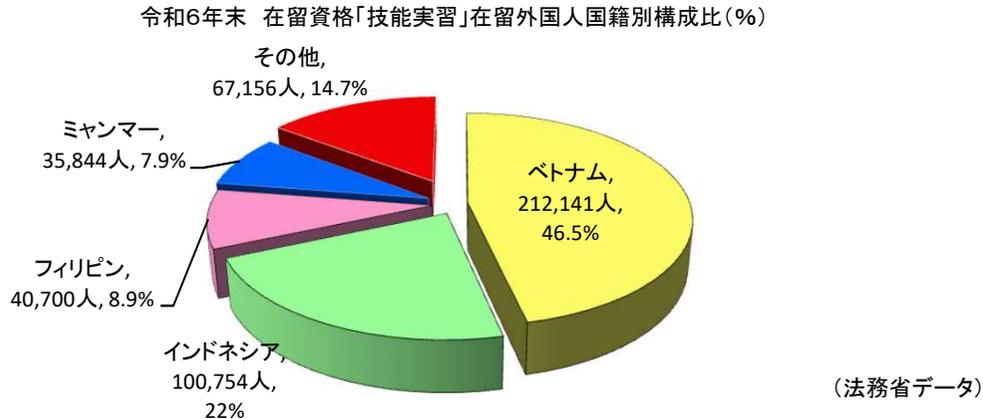
## 1 令和6年末の技能実習生の数は、456,595人



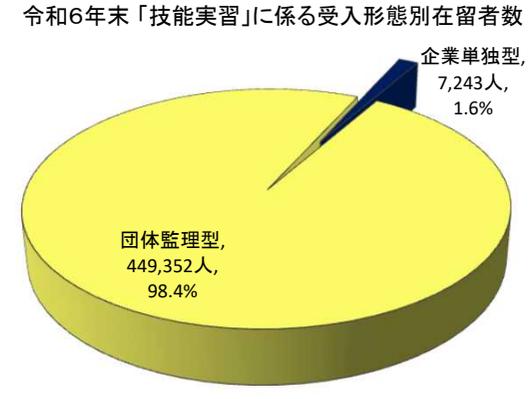
## 3 職種別では、①建設関係 ②食品製造関係 ③機械・金属関係が多い。



## 2 受入人数の多い国は、①ベトナム ②インドネシア ③フィリピン



## 4 団体監理型の受入れが98.4%



# 職種・作業別 在留資格「技能実習」に係る在留者数（令和6年末時点：456,595人）

## 1 農業・林業関係（3職種7作業）（31,635人）（人）

職種名	作業名	在留者数
耕種農業● (25,640人)	施設園芸	13,950
	畑作・野菜	11,141
	果樹	549
畜産農業● (5,995人)	養豚	1,239
	養鶏	2,083
	酪農	2,673
林業(0人)	育林・素材生産作業	0

## 2 漁業関係（2職種10作業）（3,352人）（人）

職種名	作業名	在留者数
漁船漁業● (1,485人)	かつお一本釣り漁業	321
	延縄漁業	49
	いか釣り漁業	110
	まき網漁業	555
	ひき網漁業	247
	刺し網漁業	35
	定置網漁業	118
	かに・えびかご漁業	49
	棒受網漁業△	1
	養殖業●(1,867人)	ほたてがい・まがき養殖

## 3 建設関係（2職種33作業）（106,568人）（人）

職種名	作業名	在留者数	
さく井 (504人)	パーカッション式さく井工事	116	
	ロータリー式さく井工事	388	
	建築板金	988	
	内外装板金	1,586	
	冷凍空調調機器施工(945人)	冷凍空調調機器施工	945
	建具製作(318人)	木製建具手加工	318
	建築大工(4,519人)	大工工事	4,519
	鉄骨施工(13,157人)	型枠工事	13,157
	鉄筋施工(10,743人)	鉄筋組立て	10,743
	とび(30,627人)	とび	30,627
	石材施工(493人)	石材加工	248
		石張り	245
	タイル張り(893人)	タイル張り	893
かわらぶき(500人)	かわらぶき	500	
左官(3,799人)	左官	3,799	
配管(4,318人)	建築配管	3,363	
	プラント配管	955	
熱絶縁施工(1,618人)	保温保冷工事	1,618	
内装仕上げ施工 (5,873人)	プラスチック系床仕上げ工事	500	
	カーペット系床仕上げ工事	216	
	鋼製下地工事	852	
	ボード仕上げ工事	3,519	
	カーテン工事	786	
サッシ施工(529人)	ビル用サッシ施工	529	
防水施工(3,999人)	シーリング防水工事	3,999	
コンクリート圧送施工(919人)	コンクリート圧送工事	919	
ウェルポイント施工(37人)	ウェルポイント工事	37	
表装(905人)	壁装	905	
建設機械施工● (18,954人)	押土・整地	399	
	積み込み	878	
	掘削	13,004	
	締固め	4,673	
薬炉(344人)	薬炉	344	

## 4 食品製造関係（11職種19作業）（92,627人）（人）

職種名	作業名	在留者数
缶詰巻締●(601人)	缶詰巻締	601
食鳥処理加工業●(4,550人)	食鳥処理加工	4,550
加熱性水産加工食品製造業● (6,336人)	節類製造	555
	加熱乾製品製造	1,076
	調味加工品製造	4,627
	くん製品製造	78

## 4 食品製造関係（11職種19作業）（続き）（人）

職種名	作業名	在留者数	
非加熱性水産加工食品製造業● (16,511人)	塩蔵品製造	7,291	
	乾製品製造	2,354	
	発酵食品製造	938	
	調理加工品製造	550	
	生食用加工品製造	5,378	
	水産練り製品製造(1,460人)	かまぼこ製品製造	1,460
	水豚食肉処理加工業● (3,541人)	水豚食肉処理加工	3,511
		水豚精肉商品製造△	30
	ハム・ソーセージ・ベーコン製造(2,692人)	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	2,692
	パン製造(6,345人)	パン製造	6,345
そう菜製造業●(45,435人)	そう菜加工	45,435	
農産物漬物製造業●△(765人)	農産物漬物製造	765	
医療・福祉施設給食製造●△(4,391人)	医療・福祉施設給食製造	4,391	

## 5 繊維・衣服関係（13職種22作業）（26,086人）（人）

職種名	作業名	在留者数	
紡績運転● (772人)	前紡工程	76	
	精紡工程	228	
	巻糸工程	31	
	合ねん糸工程	437	
	準備工程	182	
	製織工程	1,065	
	仕上工程	17	
	染色(715人)	糸浸染	187
		織物・ニット浸染	528
	ニット製品製造(354人)	靴下製造	265
	丸編みニット製造	89	
たて編ニット生地製造●(186人)	たて編ニット生地製造	186	
婦人子供服製造(17,068人)	婦人子供既製服縫製	17,068	
紳士服製造(1,236人)	紳士既製服製造	1,236	
下着類製造●(974人)	下着類製造	974	
寝具製作(435人)	寝具製作	435	
カーペット製造●△ (189人)	織じゅうたん製造	1	
	タフテッドカーペット製造	22	
	ニードルパンチカーペット製造	166	
帆布製品製造(962人)	帆布製品製造	962	
布はく縫製(242人)	ワイシャツ製造	242	
座席シート縫製●(1,689人)	自動車シート縫製	1,689	

## 6 機械・金属関係（17職種34作業）（60,781人）（人）

職種名	作業名	在留者数
鑄造(3,487人)	鑄鉄鑄物鑄造	2,414
	非鉄金属鑄物鑄造	1,073
	鍛造(405人)	ハンマ型鍛造
	プレス型鍛造	280
ダイカスト(1,683人)	ホットチャンパダイカスト	144
	コールドチャンパダイカスト	1,539
機械加工(10,956人)	普通旋盤	2,065
	フライス盤	1,747
	数値制御旋盤	3,887
	マシニングセンタ	3,257
金属プレス加工(9,082人)	金属プレス	9,082
鉄工(5,560人)	構造物鉄工	5,560
工場板金(4,051人)	機械板金	4,051
めっき(2,975人)	電気めっき	2,404
	溶融亜鉛めっき	571
アルミニウム陽極酸化処理(440人)	陽極酸化処理	440
仕上げ(2,332人)	治工具仕上げ	278
	金型仕上げ	296
機械組立仕上げ	機械組立仕上げ	1,758
機械検査(6,290人)	機械検査	6,290
機械保全(1,931人)	機械系保全	1,931
電子機器組立て(8,121人)	電子機器組立て	8,121

## 6 機械・金属関係（17職種34作業）（続き）（人）

職種名	作業名	在留者数
電気機器組立て(2,292人)	回転電機組立て	342
	変圧器組立て	75
	配電盤・制御盤組立て	1,187
	開閉制御器具組立て	323
	回転電機巻線製作	365
プリント配線板製造(1,104人)	プリント配線板設計	7
	プリント配線板製造	1,097
アルミニウム圧延・押出製品製造●△(28人)	引抜加工	2
	仕上げ	26
金属熱処理業●(44人)	全体熱処理	25
	表面熱処理(浸炭・浸炭窒化・窒化)	9
	部分熱処理(高周波熱処理・炎熱処理)	10

## 7 その他（21職種38作業）（127,617人）（人）

職種名	作業名	在留者数	
家具製作(2,333人)	家具手加工	2,333	
	印刷(1,753人)	オフセット印刷	1,315
		グラビア印刷●△	438
製本(1,979人)	製本	1,979	
	プラスチック成形(20,066人)	圧縮成形	1,780
		射出成形	16,326
		インフレーション成形	727
強化プラスチック成形(898人)	ブロー成形	1,233	
塗装(14,471人)	手積み積層成形	898	
	建築塗装	3,820	
	金属塗装	6,211	
	鋼橋塗装	648	
	噴霧塗装	3,792	
溶接●(23,065人)	手溶接	3,785	
	半自動溶接	19,280	
工業包装(16,423人)	工業包装	16,423	
紙器・段ボール箱製造(2,388人)	印刷箱打抜き	708	
	印刷箱製箱	468	
	貼箱製造	220	
	段ボール箱製造	992	
陶磁器工業製品製造●(262人)	機械ろくろ成形	57	
	圧力鑄込み成形	54	
	パッド印刷	151	
自動車整備●(5,818人)	自動車整備	5,818	
ビルクリーニング(8,227人)	ビルクリーニング	8,227	
介護●(20,065人)	介護	20,065	
リネンサプライ●△(2,971人)	リネンサプライ仕上げ	2,971	
コンクリート製品製造●(2,226人)	コンクリート製品製造	2,226	
宿泊●△(2,403人)	接客・衛生管理	2,403	
RPF製造●(143人)	RPF製造	143	
鉄道施設保守整備●(114人)	軌道保守整備	114	
ゴム製品製造●△(1,695人)	成形加工	1,315	
	押し加工	210	
	混練り圧延加工	121	
	複合積層加工	49	
鉄道車両整備●(18人)	走行装置検修・解き装	18	
	空気装置検修・解き装	0	
木材加工●△(299人)	機械製材	299	

## 8 主務大臣が告示で定める職種（社内検定型の職種・作業（2職種4作業））（106人）（人）

職種名	作業名	在留者数
空港ランドハンドリング●(105人)	航空機地上支援	0
	航空貨物取扱	55
	客室清掃△	50
ボイラーメンテナンス●△(1人)	ボイラーメンテナンス	1

## 9 非移行対象職種(7,823人)

(注1) 項目ごとに付している括弧内の人数は、各項目別の在留者数。(注2) 職種・作業別の在留者数は、令和6年末時点の速報値。(注3) 職種・作業の項目は令和6年末時点。(注4) ●の職種：技能実習評価試験に係る職種。(注5) △のない職種・作業は3号まで実習可能。

職種別技能実習生の失踪者数(令和5年)

【速報値】

	番号	職種	人数		
				3月以内に所在把握ができた者を除いた数(注2)	
農業関係	1	耕種業	685	505	
	2	畜産業	149	114	
		小計	834	619	
漁業関係	3	漁船業	18	16	
	4	養殖業	79	69	
		小計	97	85	
建設関係	5	さく井	15	8	
	6	建築板金	106	86	
	7	冷凍空調機器施工	29	24	
	8	建具製作	6	6	
	9	建築大工	149	105	
	10	型枠施工	516	387	
	11	鉄筋施工	453	304	
	12	とび	1,614	1,079	
	13	石材施工	13	11	
	14	タイラ張	32	23	
	15	かわらぶき	28	21	
	16	左官	168	116	
	17	配管	185	136	
	18	熱絶縁施工	35	22	
	19	内装仕上げ施工	164	124	
	20	サッシ施工	16	13	
	21	防水施工	195	139	
	22	コンクリート圧送施工	71	44	
	23	ウェルポイント施工	1	1	
	24	表装	24	19	
	25	建設機械施工	768	539	
	26	築炉	5	2	
			小計	4,593	3,209
	食品製造関係	27	缶詰巻	6	5
		28	食鳥処理加工	36	28
		29	加熱性水産加工食品製造	97	80
30		非加熱性水産加工食品製造	233	156	
31		水産練り製品製造	19	16	
32		牛豚食肉処理加工	63	42	
33		ハム・ソーセージ・ベーコン製造	14	11	
34		パン	26	21	
35		そう菜製造	299	233	
36		農産物漬物製造	6	6	
37		医療・福祉施設給食製造	32	23	
		小計	831	621	
繊維・衣服関係	38	紡績運転	9	4	
	39	織布	18	14	
	40	染色	5	4	
	41	ニット製品製造	8	8	
	42	たて編ニット生地製造	2	2	
	43	婦人子供服製造	300	216	
	44	紳士服製造	27	9	
	45	下着類	12	12	
	46	寝具製作	17	15	
	47	カーベット	2	1	
	48	帆布製品	28	20	
	49	布はく縫製	6	5	
	50	座席シート縫製	28	21	
			小計	462	331
機械・金属関係	51	鋳造	70	47	
	52	鍛造	8	2	
	53	グイカスト	12	10	
	54	機械加工	152	117	
	55	金属プレス加工	109	91	
	56	鉄工	98	86	
	57	工場板金	52	43	
	58	めっき	44	30	
	59	アルミニウム陽極酸化処理	7	3	
	60	仕上	48	39	
	61	機械検査	56	38	
	62	機械保全	23	16	
	63	電子機器組立て	67	43	
	64	電気機器組立て	10	9	
	65	プリント配線板製造	11	10	
	66	アルミニウム圧延・押出製品製造	0	0	
	67	金属熱処理	0	0	
			小計	767	584
	その他	68	家具製作	54	40
69		印刷	36	29	
70		製本	29	24	
71		プラスチック成形	179	141	
72		強化プラスチック成形	14	13	
73		塗装	342	249	
74		溶接	442	367	
75		工業包装	225	170	
76		紙器・段ボール箱製造	38	30	
77		陶磁器工業製品製造	3	3	
78		自動車整備	69	53	
79		ビルクリーニング	81	48	
80		介護	121	22	
81		リネンサブライ	22	18	
82		コンクリート製品製造	36	31	
83		宿泊	9	4	
84		RPF製造	4	4	
85		鉄道施設保守整備	2	2	
86		ゴム製品製造	7	6	
87		鉄道車両整備	0	0	
88		木材加工	0	0	
		小計	1,713	1,254	
社内検定型	89	空港グランドハンドリング	2	1	
	90	ボイラーメンテナンス	0	0	
		小計	2	1	
非移行対象職種	91	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	454	389	
		合計	9,753	7,093	

(注1) 失踪者数は、在留資格「技能実習」をもって本邦在留中に、監理団体等から外国人技能実習機構に対し、「行方不明」となった旨の技能実習実施困難時届出書が提出された者を集計したもの(技能実習終了後、帰国困難等の理由により他の在留資格へ変更となった者は含まない)。

(注2) 技能実習実施困難時届出書の受理から、3月以内の出入国在留管理上における所在把握状況を確認したもの。

## 外国人技能実習生の失踪を発生させないために

### 失踪の原因

- 賃金等の不払いなど、実習実施側の不適切な取扱い
- 入国時に支払った費用の回収等、実習生側の経済的な事情

### 失踪を発生させないために日頃から配慮していただきたいこと

**○外国人に対してはあらかじめ業務内容をよく説明し、仕事内容について納得感をもってもらうことが必要です。**

雇用契約の締結時には技能実習計画は認定されていませんが、本邦に入国後に従事することとなる実習内容を事前に把握しておくことが望ましいことから、技能実習生に対し予定される技能実習における業務内容や修得等しようとする技能等の内容を説明することが望まれます。

**○トラブルを未然に防ぎ、気持ちよく働いてもらうためにも、給料の仕組みや控除の理由を丁寧に説明してください。**

技能実習生に対し待遇を説明する際には、技能実習生の言語に対応する雇用契約書及び雇用条件書を提示して説明してください。必要に応じて通訳をつけるなどした上で、内容を詳細に説明し技能実習生の理解を得ることが望ましいと考えられます。その際、賃金については、総支給額のみを説明するのではなく、控除される税金・社会保険料や食費・居住費等を徴収する場合にはその金額や目的、内容等について丁寧に説明してください。

**○異文化への理解を深め、お互いを尊重することで誤解が生じないようにすることが重要です。相手も自分と同じ価値観や指向だろう、という前提に立たないことが大切です。**

**○文化等の違いから、指導やアドバイスをしただけのつもりでも、相手に嫌な気持ちをさせてしまうことがあるので、注意をして接するようにしましょう。**

技能実習生の指導等に際しては、文化や言語の理解力等の違いなどから指導する側の意図に反し誤って伝わってしまい、極めて深刻な結果となってしまうことがあります。このようなことにならないためにも、日頃から個々の技能実習生の状況に十分配慮して、指導に際しても丁寧な態度でコミュニケーションをとり、信頼関係の構築に努めることが必要です。

技能実習生への必要な指導等のつもりであったとしても、暴言や脅迫（例：指示に従わなければ帰国させる旨の発言等）、暴行（例：殴打、足蹴りを行う、工具で叩く等）といった行為は当然ながら許されません。

### 広報用動画の配信（日本語含め10か国語で対応）

○技能実習生等を対象に、制度概要や実習中に問題が起きた時の対処方法や相談先などを多言語で紹介する動画を配信しています。入国前後の講習等様々な機会において積極的に活用願います。



The screenshot shows a video player interface. On the left, there is a video thumbnail of a kitchen with a chef. The main area is a blue overlay with text in Japanese and English. It lists 10 languages: Vietnamese, Chinese, Indonesian, Filipino, English, Thai, Cambodian, and Myanmar. It also features a 'Mother Tongue Consultation' icon and a 'Please contact us in your mother tongue' message. On the right, there is a red 'X' over a person icon with the text 'Please do not use such a consultation'.

動画タイトル：外国人技能実習制度について（技能実習生・これから技能実習生になる皆様へ）※日本語含め10か国対応  
掲載リンク：[https://www.moj.go.jp/isa/about/pr/nyuukokukanri01\\_00182.html](https://www.moj.go.jp/isa/about/pr/nyuukokukanri01_00182.html)（出入国在留管理庁ウェブサイト）

## もし失踪が発生してしまったら・・・？

### Step1 所在把握のための取組

【ポイント】技能実習生の行方が分からなくなるなど、失踪の疑いが生じた場合

- 同僚の技能実習生からの情報収集や本人のSNSの発信状況を確認するなどにより、所在把握に努める。
- 送出国等と連携しながら、**本国の緊急連絡先(当該技能実習生の家族等)に対して、当該技能実習生からの連絡がないかを確認するとともに、本人に対して①監理団体等の保護下に戻る、②(監理団体等による保護を望まない場合は)外国人技能実習機構に連絡すること等を説得することを依頼する。**

- 失踪が発生させないことがまずは重要ですが、万一、失踪が発生した場合に備えて、技能実習生の本国等における緊急連絡先を把握しておくことが有効です。
- 監理団体には、技能実習の終了後に、**帰国が円滑になされるように必要な措置を講ずる義務**があります。その観点から、外国人技能実習機構への届出と並行して、**可能な限り失踪した技能実習生の所在把握に努めていただくことが重要**です。
- 昨今、友人やSNS等の情報を受けて一時的に失踪に至ったものの、その後翻意するケースもありますので、こうした取組はとりわけ重要になります。

### Step2 外国人技能実習機構への連絡

【ポイント】失踪が発生し、技能実習の実施が困難となった場合

- (団体監理型実習実施者の場合)監理団体に対して遅滞なく連絡を行う。
- (企業単独型実習実施者又は監理団体の場合)技能実習の実施が困難になった事由が発生してから2週間以内に、機構の地方事務所・支所の認定課に**技能実習実施困難時届出書を提出**する。

※併せて、警察署への行方不明届出の提出を行ってください。

### Step3 帰国措置又は復帰、転籍支援

- 所在が判明した場合は、本人の希望に応じて、帰国までの必要な措置、復職や転籍等の支援を実施してください。
  - ※ 技能実習実施困難時届出書の提出後における同実習実施者への復帰及び転籍に当たって御不明点がある場合は、機構に御相談ください。
  - ※ 専ら技能実習生の都合による転籍は認められませんので、留意願います。

### Step4 失踪理由の把握と再発防止策の検討

- 失踪の理由には、賃金未払い等の実習実施者側の不適切な取扱いも一部あることから、技能実習生の所在を把握した場合には、そういった行為が行われていないか本人や同僚の技能実習生からの聴取も含め、確認することが必要です。
- また、不適切な取扱いでなくとも、先の**入国前の丁寧な説明やコミュニケーション等の配慮が行われているか、監理団体と実習実施者の間で自己点検を行っていただき、再発防止に努めていただくことが重要**です。

## 妊娠を理由に技能実習を一方的に終了することはできません

- ・妊娠、出産等を理由とした解雇や不利益取扱いは法律で禁止されています。
- ・送出機関が技能実習生との間で、妊娠等を理由として帰国することを約束することは許されません。
- ・技能実習生から妊娠を伝えられた場合には、監理団体・実習実施者は技能実習生と話し合い、技能実習生の希望も踏まえて必要な対応をしてください。

## 技能実習生の妊娠が分かったら

- 技能実習生は妊娠に戸惑い、技能実習を続けられるかなど大きな不安を抱えています。監理団体・実習実施者は、技能実習生向けリーフレットを渡し、技能実習をやめる必要はないことや、妊娠・出産についての支援制度を説明するとともに妊娠中・出産後の技能実習生に対して必要な措置を講じてください。

### <妊娠中・出産後の技能実習生に配慮が必要なこと>

- ☑ 実習実施者は、妊娠中・出産後の技能実習生を、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発散する場所等に就かせることはできません。また、妊娠中・出産後の技能実習生から請求があれば、時間外労働や休日労働、深夜労働をさせることはできません。
- ☑ 実習実施者は、技能実習生が妊産婦のための保健指導や健康診査を受けるために必要な時間を確保しなければなりません。
- ☑ 実習実施者は、技能実習生が医師等から、妊娠中に通勤緩和や休憩の取得等に関する指導を、妊娠中や出産後に作業制限や勤務時間の短縮、休業等の指導を受けた場合は、これらの措置を講じる必要があります。
- ☑ 監理団体・実習実施者は、上記対応によって、技能実習計画で定めた作業内容等の変更が必要となる場合は、外国人技能実習機構へ相談してください。

- 監理団体・実習実施者は、技能実習生の定期的な病院受診や市町村での手続（母子健康手帳の交付等）を支援し、安心して妊娠に向き合える環境の整備に努めてください。

## 技能実習生と話し合っていたきたいこと

- 監理団体・実習実施者は、技能実習を最後まで行えることを説明した上で、技能実習の継続意思や、日本での出産を希望するかを確認してください。

- 技能実習生が帰国して母国で出産することを希望する場合は、実習の再開の時期や手続等について、技能実習生に説明し、技能実習を終期まで円滑に行えるよう努めてください。（一時帰国する場合は、外国人技能実習機構に技能実習実施困難時届出書を提出してください。）

- 技能実習生が実習終了を希望する場合は、円滑な帰国のために必要な措置を講じる必要があります。技能実習生に負担させることは禁じられています。（外国人技能実習機構に技能実習実施困難時届出書を提出してください。）

## 技能実習生が日本で出産する場合の留意点

☑ 出産に際し日本で受けられる各種支援制度のほか、出産する病院の選択や入院手続、入院中必要な物や書類の用意など、技能実習生に必要な支援をするよう努めてください。

### 【出産に伴う手当等の支援制度】

- ・健康保険や国民健康保険の加入者が出産したときは、出産育児一時金が支給されます。また、健康保険の被保険者が出産のため会社を休み、その間に給与の支払いを受けられなかったときは、出産手当金が支給されます。これらの給付は、国籍や出産の場所等に関わらず、受けることができます。
- ・健康保険と厚生年金については、産前産後・育児休業期間中の保険料が免除されます（健康保険組合又は年金事務所で手続が必要です。）。また、国民年金については、産前産後期間の保険料が免除されます（市区町村または年金事務所で手続が必要です。）。

☑ 技能実習生が産前産後休業（※）を取得する場合は、技能実習の一時中断となるため、外国人技能実習機構に技能実習実施困難時届を提出する必要があります。また、在留資格の手続については、地方出入国在留管理局へ相談してください。

### （※）産前産後休業

実習実施者は、産前は出産予定日の6週間前から、産後は原則として8週間、女性の技能実習生を就業させることはできません。

☑ 技能実習生に、育児休業制度の利用可否について説明し、取得希望を確認してください。一定の要件を満たした技能実習生から、育児休業の申出があった場合は、育児休業を取得させなければなりません。

育児休業は、「雇用期間が1年以上であり、子どもが1歳6か月に達する日までに労働契約が満了することが明らかでない者」が対象となります。

※労働契約の満了の時点は、在留期限ではなく、技能実習生の残りの技能実習期間や、次段階（第2号又は第3号）の技能実習を予定しているかで判断してください。

※育児休業給付金は、在留資格にかかわらず支給されます。

☑ お子さんの出生に係る届出等手続については、市町村や、在日大使館に確認するなどし、在留資格の取得手続については、地方出入国在留管理局に相談し、技能実習生に必要な支援をするよう努めてください。

## 問い合わせ先:外国人技能実習機構（TEL:03-3453-8000）

～各制度の問い合わせ先は、以下のとおり～

厚生年金について⇒年金事務所

国民年金について⇒年金事務所又は市区町村

健康保険について⇒加入先の医療保険者

（協会けんぽ加入者の保険料免除については年金事務所）

国民健康保険について⇒市区町村

育児休業について

産前産後休業について

➡ 労働局

在留資格について⇒入管庁

## ～監理団体・実習実施者の皆さまへ～

令和6年11月1日から

**やむを得ない事情がある場合の  
転籍の運用を改善しました**

本リーフレットは、やむを得ない事情による転籍に関する運用改善をお伝えするものです。監理団体・実習実施者の皆さまにおかれては、技能実習生に対する人権侵害行為や、報酬の不払などが生じることがないように、引き続き技能実習計画に基づき適正な技能実習の実施をお願いいたします。

## 運用改善の内容

## 1 「やむを得ない事情」の明確化

以下のような「やむを得ない事情」となり得る事柄について、技能実習制度運用要領に明記しました。

- ・ 暴行や各種ハラスメント（暴言、脅迫・強要、セクハラ、マタハラ、パワハラなど）等の人権侵害行為を受けている場合
- ・ 重大悪質な法令違反行為があった場合
- ・ 重大悪質な契約違反行為があった場合

→ 詳細はこちら（機構ウェブサイト）



## 2 手続を明確化・柔軟化しました。

- ・ 技能実習生から監理団体又は実習実施者へ転籍の申出を行うための各国言語に翻訳した様式及び転籍の申出を受けた監理団体又は企業単独型実習実施者が当該申出に係る対応を技能実習生へ通知するための様式を整備

→ 「実習先変更希望の申出書」（運用要領参考様式第1-44号）

→ 「実習先変更希望の申出に係る対応通知書」（運用要領参考様式第1-45号）

- ・ 事実関係の調査に当たって、技能実習生の申出を裏付ける録音や写真等の資料が提出された場合には、やむを得ない事情があると認めやすくなりますので、そのような資料があるかよく確認してください。

→ 詳細はこちら（機構ウェブサイト）



3 監理団体又は実習実施者は、技能実習生から「やむを得ない事情」があるとして実習先変更希望の申出書の提出があった場合、次のとおり対応してください。

#### 【監理団体又は企業単独型実習実施者の対応】

- 申出書の受領後、署名欄を記入し、原本を技能実習生に返却する
- 直ちに必要な事実関係の確認や是正指導を行う
- 技能実習生に対して、転籍希望の申出に係る対応（実習先変更に向けた連絡調整を開始するか否か）について遅滞なく通知する
- 転籍を認め得るやむを得ない事情があると認めた場合には、申出書及び対応通知書の写しを添えて、技能実習実施困難時届出書を外国人技能実習機構宛てに提出する

#### 【団体監理型実習実施者の対応】

- 申出書の受領後、署名欄を記入し、原本を技能実習生に返却する
- 直ちに監理団体に申出書の写しを提出する

4 入国後講習※では、技能実習生向けリーフレットなどで転籍に関する以下の説明を行ってください。

※監理団体又は企業単独型実習実施者に対応していただくものです。

令和6年11月以前に入国後講習を受けた技能実習生に対しては、監査の面接時等において教示してください。

- 「転籍を認め得るやむを得ない事情」に関する知識
- 技能実習生が実習先変更希望の申出を行う方法
- 「実習先変更希望の申出書」を監理団体又は実習実施者に提出した後の各手続に関する知識

### 在留管理制度上の措置の改善

5 転籍手続中や転籍先が見つからなかった場合の、在留管理制度上の措置を改善しました。

- ・ 転籍に向けた手続の期間中で技能実習を行えない場合には、必要に応じ、週28時間以内に限り、一般的な就労を認める
- ・ 転籍先の確保ができなかった場合で、「特定技能」への移行を希望する場合などには、「特定技能」へ移行するための特定活動を付与

→ 詳細はこちら（入管庁ウェブサイト）



「技能実習生手帳」アプリをダウンロードしましょう！  
入国前の技能実習生のみなさんもダウンロードできるようになりました！

このアプリは、技能実習生のみなさんが入国時に配付される「技能実習生手帳」をいつでも、どこでも見られるスマートフォン向けアプリです。

最新の技能実習関連法令や、日常生活に役立つ情報、災害情報、違反の通報や申告手続き、困ったときの相談窓口などを満載した必ず役立つアプリです。

今すぐここから無料ダウンロード→

■ 日本国外で購入した端末でもご利用いただけます！

日本国外からもダウンロードできます。

入国前の技能実習生のみなさんも、ぜひご利用ください。

■ 9か国語対応

ベトナム語、中国語、フィリピン語、インドネシア語、  
タイ語、ミャンマー語、モンゴル語、カンボジア語、英語



「技能実習生手帳」にはお役立ち情報が満載

- ・日本の各種法令
- ・日本生活のルール（交通、乗り物、宿舎）
- ・労働関係法令  
（労働契約、解雇、労働時間と休憩・休暇、賃金など）
- ・社会保険、労働保険
- ・税金（所得税・住民税）
- ・労働災害
- ・技能実習が困難になったとき  
結婚・妊娠・出産をしたとき
- ・各種相談窓口
- ・申告制度
- ・外国人技能実習制度の概要

日本での生活に必須！アプリ限定の使える機能

- ・プッシュ通知により機構からさまざまな情報をお知らせ
  - ・母国語相談窓口：  
日本での生活、技能実習のことなど、困ったらご相談ください
  - ・災害情報：地震や風水害の情報をリアルタイムに確認
  - ・事務所検索（大使館）：あなたの国の大使館情報
  - ・アプリ共有：  
Facebook、X（旧Twitter）、LINE、メールなどで周りの人たちとシェア
- ※ アプリの利用により個人の情報などは収集されません。



■ お問い合わせ先

外国人技能実習機構（OTIT）指導援助部援助課 TEL 03-6712-1965

# 在留カード等の確認時にはアプリが有効です！

- 近年、券面の偽造技術の精巧化に対応するため、入管庁では「在留カード等読取アプリケーション」や「在留カード等番号失効情報照会」を無料公開しています。
- 外国人を雇用する際にこれらを併せて利用することで、**提示された在留カードの偽変造の有無や、有効であることを簡単に確認することが可能**であり、**不法就労防止対策として効果的**です。

## 在留カード等読取アプリケーション

## 在留カード等番号失効情報照会

ICチップ内の情報をアプリ上に表示し、提示された在留カードの記載内容と見比べることで、偽変造されたものかどうかを確認することができます。

在留カード番号等をインターネット上の照会ページに入力することで、在留カードの有効性を確認することができます。

**STEP 1**

在留カード等の名義人本人の同意を得る



**STEP 2**

在留カード等番号を入力又はカメラで読み込む



**STEP 3**

在留カード等を読み取る



**STEP 4**

読み取った画像とカード券面の記載内容を見比べて、相違ないか確認



併用が効果的

手入力 OR 自動読み取り

注：ICチップが読み取れない場合は、画像確認はできません。

Windows/Mac版




iPhone版




Android版




**STEP 1**

在留カード等の番号と有効期限等を入力

(1) 在留カード等番号

(2) 在留カード等有効期間 2024 年 12 月 31 日

・画像に表示されている文字を入力してください。

**STEP 2**

結果を確認し、在留カード等が失効していないことを確認

問合せ日時	2024/10/16 20:12:23
在留カード等番号	AB12345678CD
在留カード等有効期間	2024年12月31日
問合せ結果	失効していません。



OK!!

**【重要】入国前結核スクリーニングの実施について**  
(フィリピン、ネパール、ベトナム国籍の方)

**入国前結核スクリーニングについて**

入国前結核スクリーニングは、対象国（フィリピン・ベトナム・インドネシア・ネパール・ミャンマー・中国）（※1）の国籍を有し、日本に中長期在留者（再入国許可（みなし再入国許可を含む。）を有する方を除く。）並びに特定活動告示第53号及び54号（デジタルノマド及びその配偶者又は子）として入国・在留しようとする方を対象に、在留資格認定証明書交付申請において、**結核非発病証明書**の提出を求めるものです。

ただし、現在の居住地が対象国以外の国又は地域であることが、滞在許可証等により確認された場合は、対象外となります。

また、入国前に結核検査を目的とした胸部レントゲンを含む健康診断が課されている制度（※2）については、当面の間、本スクリーニングの対象外となります。

※1 対象国のうち、インドネシア・ミャンマー・中国については現時点で未定です。

※2 JETプログラム参加者、JICA研修員（長期・短期）、JICA人材育成奨学計画（JDS）留学生、大使館推薦による国費留学生、外国人留学生の教育訓練の受託事業、当該国とのEPAに基づく看護師・介護福祉士、特定技能外国人、特定活動告示第55号（特定自動車運送業準備）、家事支援外国人材受入事業（特区法第16条の4）

**結核非発病証明書について**

結核非発病証明書は、日本国政府が指定する国外の医療機関（指定健診医療機関）が発行するものであり、有効期間は原則として、結核健診実施日（胸部レントゲン撮影実施日）から180日です。結核非発病証明書は、在留資格認定証明書交付申請時点において、有効期限内である必要があります。

**スケジュール**

結核非発病証明書の提出義務付け開始日以降に在留資格認定証明書交付申請をされる方は、結核非発病証明書の提出が必要となります。提出義務付けの日以前に申請された方については、結核非発病証明書を提出する必要はありません。

2025年6月23日 結核非発病証明書の提出義務付け開始（フィリピン・ネパール）  
2025年9月 1日 結核非発病証明書の提出義務付け開始（ベトナム）

詳しくは、出入国在留管理庁ホームページを御確認ください。



[https://www.moj.go.jp/isa/10\\_00219.html](https://www.moj.go.jp/isa/10_00219.html)

### 13. Consultation offered by the Organization for Technical Intern Training [Native Language Consultation]

OTIT offers the following kinds of consultation and support (examples) in your native language so do not hesitate to contact them.

It is toll free. You can call from a pay phone using a 10-yen coin. The coin will be returned when you finish the call.

[Pay phone location search]

East Japan: <https://publictelephone.ntt-east.co.jp/ptd/map/>

West Japan: <https://www.ntt-west.co.jp/ptd/map/>

- We provide assistance for technical intern trainees when they need to change their training site due to the management situation at the training site or other unavoidable circumstances.
- Please contact us if you wish to receive assistance such as when a supervising organization refuses to offer accommodation.
- We also accept reports and provide consultations on violations of the Technical Intern Training Act by the supervising organizations or implementing organizations
- In principle, the supervising organizations are liable to pay the technical intern trainees the full amount of travel expenses for their return home after they finish training. If you do not receive payment of the travel expenses to return home or you are requested to pay part of such expenses, please contact OTIT.

#### 【Examples of problems】

- You feel that there is illegal conduct such as that the sending agency, etc. charged you the expenses for the travel to Japan, or forced you to pay guarantee money or conclude a penalty contract without giving you sufficient explanation.
- When training is not completed and you want to continue training but you have to return home.
- You have difficulty securing your housing or daily meals.
- You feel worried or anxious about work or daily life.
- You want advice on religion, meals, customs or ways of thinking.
- You have doubts about working conditions such as wages and overtime work, etc.
- You cannot understand the instructions at the site of the technical intern training, or are experiencing problems due to differences in lifestyles and ways of thinking.
- You feel that there is a violation of the technical practice training law at the training place.  
For example,
  - Your passport, residence card or bankbook has been taken away from you
  - Going out is unjustly restricted
  - Unfair restrictions are imposed on the freedom of your private life (possession of a mobile phone is forbidden)
  - The content of the technical intern training is different from what was explained to you
  - You are forced to engage in technical intern training by means of assault, intimidation, etc.
  - You are suffering violation of human rights such as bullying or power harassment.
  - You are being forced to return home against your will
- When it has become impossible to continue with the intern training due to the management situation of the training site, but the supervising organization is not cooperating in searching for a new training site.
- When going on to technical intern training (iii), you are hoping to change the training site, but the supervising organization is not cooperating in searching for a new training site.
- There is something you do not understand about the technical intern training program
- You do not know who to consult regarding Japanese laws and various systems.



### 13. 外国人技能実習機構における相談【母国語相談】

機構では、技能実習生の皆さんから、次のような相談（相談例参照）を母国語で受け付けていますので、是非御活用ください。

通話料は無料です。近くの公衆電話から10円玉でかけられます。通話が終わればお金は戻ってきます。

【公衆電話設置場所検索】

東日本 <https://publictelephone.ntt-east.co.jp/ptd/map/>

西日本 <https://www.ntt-west.co.jp/ptd/map/>

- 実習先の経営上の都合等によりやむを得ない事情で実習先の変更が必要などの支援を行っています。
- 監理団体等が宿舍の提供を拒む場合など支援を受けたい場合も御相談ください。
- 監理団体や実習実施者の技能実習法令違反についての申告や相談も受け付けています。
- 技能実習終了後の帰国旅費については、原則、監理団体が全額支払う必要があります。もし、帰国旅費を払ってもらえなかったり、その一部負担を求められたりした場合には相談してください。

#### 【相談例】

- 入国前に、送出国等から、十分な説明がないまま来日費用を徴収されたり、保証金を徴収されたり、違約金契約を結ばされたりするなど、不適切な行為があったと感じたとき
- 実習が修了してなくて、実習を続けたいのに帰国させられそうになったとき
- 住む場所や毎日の食事に困っているとき
- 仕事上や日常生活で悩みや不安を感じたとき
- 宗教、食事、習慣、考え方にに関するアドバイスがほしいとき
- 賃金や時間外労働等の労働条件等で疑問をもったとき
- 技能実習の現場で指示が理解できなかったり、生活習慣や考え方の違いからトラブルになったりしたとき
- 実習先で技能実習法令に違反があると感じたとき  
例えば、
  - 旅券や在留カード、通帳を取り上げられているとき
  - 外出を不当に制限されているとき
  - 私生活の自由を不当に制限されているとき（携帯電話の所持が禁止されているなど）
  - 技能実習の内容が説明を受けていたものと違うとき
  - 暴行や脅迫等の手段で技能実習を強制されているとき
  - いじめやパワハラなど、人権侵害行為を受けているとき
  - 意に反して帰国させられそうなき
- 実習先の経営上の都合などで実習を続けられなくなったが、監理団体が新たな実習先を探すことに協力してくれないとき
- 技能実習3号に移行する際に、実習先の変更を希望しているが、監理団体が新たな実習先を探すことに協力してくれないとき
- 技能実習制度に関して分からないことがあるとき
- 日本の法律、各種制度に関して相談先が分からないとき



Name of the office (method)	Contact point and supported languages	Open hours (Every week)		Details
Native Language Consultation Hotline (telephone)	Tel: 0120-250-168 Supported languages: Vietnamese	Monday to Friday	11:00 am - 7:00 pm	The answering machine will pick up your call outside open hours. Please leave a message and your contact information.
		Saturday	9:00 am - 5:00 pm	
	Tel: 0120-250-169 Supported languages: Chinese	Monday / Wednesday / Friday	11:00 am - 7:00 pm	
		Tuesday / Thursday	11:00 am - 7:00 pm	
	Tel: 0120-250-197 Supported languages: Filipino	Saturday	9:00 am - 5:00 pm	
		Tuesday / Thursday	11:00 am - 7:00 pm	
	Tel: 0120-250-147 Supported languages: English	Tuesday / Thursday	11:00 am - 7:00 pm	
		Saturday	9:00 am - 5:00 pm	
	Tel: 0120-250-192 Supported languages: Indonesian	Tuesday / Thursday	11:00 am - 7:00 pm	
		Saturday	9:00 am - 5:00 pm	
Tel: 0120-250-198 Supported languages: Thai	Thursday	11:00 am - 7:00 pm		
	Sunday	9:00 am - 5:00 pm		
Tel: 0120-250-366 Supported languages: Cambodian	Every week Tuesday	11:00 am - 7:00 pm		
Tel: 0120-250-302 Supported languages: Burmese	Every week Tuesday	11:00 am - 7:00 pm		
Consultation in your native language (email)	Supported languages: Vietnamese Chinese Filipino English Indonesian Thai Cambodian Burmese	Anytime		- Responses will be on the following day or afterwards - Responses may take time depending on the content.
Consultation in your native language (Zoom)	Supported languages: Vietnamese Chinese Filipino English Indonesian Thai Cambodian Burmese	Date of consultation to be adjusted by email (Any of the dates on which Native Language Consultation Hotline (telephone) is available)		- Consultation is held only by voice communication, with the web camera off.
Consultation in your native language (letter)	Support Division Guidance and Support Department Organization for Technical Intern Training 3F LOOP-X Bldg.,3-9-15 Kaigan, Minato-ku, Tokyo108-0022	Anytime (Application to be accepted only by mail)		- Responses will be on the following day or afterwards - Responses may take time depending on the content.
OTTT consultation office (in person, telephone)	Support Division or Guidance Division (in charge of support) of the Regional Office / Branch Office (see page 108) Supported languages: Japanese (interpreter of the native language if necessary)	Every week Monday to Friday 9:00 am - 5:00 pm		You can also ask for an interpreter. (It may take time to make the arrangements.) If you contact us beforehand, we will be able to smoothly make arrangements before your visit).

窓口名(方法)	連絡先・対応言語	受付時間(毎週)		備考
母国語相談 ホットライン (電話)	電話:0120-250-168 対応言語: ベトナム語	月曜日～金曜日	午前11:00～午後7:00	受付時間外は留守番電話につながりますので用件と連絡先を残して下さい。
		土曜日	午前 9:00～午後5:00	
	電話:0120-250-169 対応言語: 中国語	月曜日・水曜日・金曜日	午前11:00～午後7:00	
		火曜日・木曜日	午前11:00～午後7:00	
	電話:0120-250-197 対応言語: フィリピン語	土曜日	午前 9:00～午後5:00	
		火曜日・木曜日	午前11:00～午後7:00	
	電話:0120-250-147 対応言語: 英語	土曜日	午前 9:00～午後5:00	
		火曜日・木曜日	午前11:00～午後7:00	
	電話:0120-250-192 対応言語: インドネシア語	土曜日	午前 9:00～午後5:00	
		木曜日	午前11:00～午後7:00	
電話:0120-250-198 対応言語: タイ語	日曜日	午前 9:00～午後5:00		
	毎週木曜日	午前11:00～午後7:00		
電話: 0120-250-366 対応言語: カンボジア語	毎週木曜日	午前11:00～午後7:00		
電話: 0120-250-302 対応言語: ミャンマー語	毎週火曜日	午前11:00～午後7:00		
母国語相談 (メール)	対応言語: ベトナム語 中国語 フィリピン語 英語 インドネシア語 タイ語 カンボジア語 ミャンマー語	いつでも		・回答は翌日以降 ・内容により時間をいただく場合があります。
母国語相談 (Zoom)	対応言語: ベトナム語 中国語 フィリピン語 英語 インドネシア語 タイ語 カンボジア語 ミャンマー語	メールで相談日時を調整 (母国語相談(電話)の対応日のいずれか)		・ウェブカメラをオフにした状態で音声通話のみで実施します。
母国語相談 (手紙)	〒108-0022 東京都港区海岸3-9-15 LOOP-X 3階 外国人技能実習機構 指導援助部 援助課	いつでも (郵送受付のみ)		・回答は翌日以降 ・内容により時間をいただく場合があります。
機構窓口 (面談・電話)	地方事務所・支所の援助課又は指導課(援助担当) (109ページ参照) 対応言語: 日本語(必要に応じて母国語の通訳人)	毎週 月曜日～金曜日 午前9:00～午後5:00		通訳人の手配を希望することもできます(手配にはお時間をいただく場合もあります。可能であれば、来所前に御連絡いただけるとスムーズです。)

- \*1. If the above day is a public holiday or a New Year's holiday (December 29 - January 3), consultation in native languages is unavailable.
2. For the latest supported languages and open days of the week, please check with the following OTIT website.
- [OTIT website: native language consultation page]**  
<https://www.support.otit.go.jp/soudan/en>
3. Emergency Consultation Desk for Technical Intern Trainees  
 Do you have worries or troubles, such as that your employer beats you, tries to force you to return home, or sexually harasses you? OTIT provides you with support in your native language and will help you to solve your problems as quickly as possible. When in such a situation, please do not hesitate to consult with us.
- It is toll free.**  
 Call the applicable telephone number above, and push "1" following the automated announcement, then you can speak to the dedicated operator.
4. You may be introduced to the office of a related organization depending on the content of your problem.

## 14. "Reports" you can submit

If a technical intern trainee encounters conduct which is in violation of the Technical Intern Training Act, he or she may report the illegal conduct to the related organization by either of the following methods: (1) report pursuant to the Technical Intern Training Act; or (2) report pursuant to the Labor Standards Act, etc.

### (1) Report Pursuant to the Technical Intern Training Act

- (1) In cases where the implementing organization, supervising organization, or officers or employees thereof (referred to in the following paragraph as "implementing organization, etc.") is in violation of the provisions of this Act or an order based thereon, the technical intern trainee may report such fact to the competent ministers.
- (2) The implementing organization, etc., shall not suspend the technical intern trainee or discriminate against the technical intern trainee by reason of the technical intern trainee having given the report provided for in the preceding paragraph.

(Article 49 of the Technical Intern Training Act)

Pursuant to the Technical Intern Training Act, the technical intern trainee may personally report the illegal conduct of the implementing organization, the supervising organization, etc. to the Commissioner of the Immigration Services Agency and the Minister of Health, Labour and Welfare. The report may also be made through an agent who submits a power of attorney.

The following are examples of violations of the Technical Intern Training Act

#### Examples of violations

- Technical intern training is forced by means of assault, intimidation, etc.
- The content of the technical intern training differs from that given in the employment contract.
- Passports or residence cards have been taken away for safe keeping.
- Going outside is unjustly restricted.
- Unfair restrictions on freedom in daily life.



- ※1 上記曜日が、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)である場合、母国語相談はお休みです。  
 2 最新の対応言語と曜日については、下記の機構ホームページで確認をしてください。

#### 【機構ホームページ 母国語相談サイト】

<https://www.support.otit.go.jp/soudan/en/>

- 3 技能実習SOS・緊急相談専用窓口

「殴られている」「強制的に帰国させられる」「事業主からセクハラを受けている」など、悩んだり、困っていませんか?外国人技能実習機構(OTIT)では、そのような技能実習生の皆さんを母国語でサポートします。悩みや困りごとを迅速に解決するために、ためらわずに相談してください。

**通話料は無料です。**

上記電話番号にダイヤル後、自動音声アナウンスのあと「1番」をプッシュしてください。専用の窓口につながります。

- 4 相談の内容に応じて、関係機関の窓口を御案内することがあります。

## 14. あなたがすることができる「申告」について

技能実習生は、技能実習法等に違反する行為に遭遇した際に、(1)技能実習法に基づく申告、(2)労働基準法等に基づく申告の2種類の方法により、関係機関に対して申告することができます。

### (1) 技能実習法に基づく申告

- 1 実習実施者若しくは監理団体又はこれらの役員若しくは職員(次項において「実習実施者等」という。)がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実がある場合には、技能実習生は、その事実を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に申告することができます。
- 2 実習実施者等は、前項の申告をしたことを理由として、技能実習生に対して技能実習の中止その他不利益な取り扱いをしてはならない。

(技能実習法第49条)

技能実習生は、技能実習法に基づき、自ら実習実施者、監理団体等の不法行為を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に対して申告することができます。また、申告は委任状を提出した代理人を通じて行うこともできます。

技能実習法令に違反する行為の例としては次のようなものがあります。

#### 違反例

- ・ 暴行や脅迫等の手段で技能実習を強制されている
- ・ 技能実習の内容が労働契約と相違している
- ・ 旅券や在留カードを保管するといって取り上げられている
- ・ 外出を不当に制限されている
- ・ 私生活の自由を不当に制限されている



## 16. Social insurance

Social insurance is a system to guarantee the medical expenses required for illnesses and injuries, and to guarantee the lives of the subscriber and surviving family through the payment of pensions, etc., in cases of death due to illness or injury in the event of a certain disability.



### (1) Types and benefits of social insurance

	Types	Benefits
Medical insurance	Health insurance National health insurance	<ul style="list-style-type: none"> <li>Part of the medical expenses arising from illness or injury (70% up to the age of 70) will be covered by insurance (payment by the individual will be 30% of the medical expenses).</li> <li>However, for illness or injury due to work or commuting, benefits will be paid from the workers' accident compensation insurance. In this case, the workers' accident compensation insurance will bear the full amount of medical expenses.</li> </ul>
Pension	Welfare pension National pension	<ul style="list-style-type: none"> <li>Necessary benefits (pension) will be paid for old age, disabilities and death.</li> </ul>

### (2) Employees eligible for social insurance

	Employees eligible for social insurance
Health insurance Employees' pension	<ul style="list-style-type: none"> <li>Employees of the following business establishments                             <ul style="list-style-type: none"> <li>- Corporate offices</li> <li>- Privately businesses that employ five or more full-time workers (excluding agriculture, forestry and fisheries, inns, cleaning establishments, etc.).</li> </ul> </li> </ul>
National health insurance National pension	<ul style="list-style-type: none"> <li>Employees of business establishments other than the above</li> </ul> (*) For the national pension, only employees aged 20 years and over are eligible.

- You (the technical intern trainee) must join either the "Health Insurance and Employees' Pension," or "National Health Insurance and National Pension."
- In addition, the technical intern trainee "during the period of the lectures" will join the "National Health Insurance and National Pension."

## 16. 社会保険

社会保険とは、病気やケガの療養費、また、病気やケガが原因で死亡した場合や一定の障害状態になった場合の年金の支払等を通じて加入者や遺族の生活を保障する国の制度です。



### (1) 社会保険の種類と給付

	種類	給付
医療保険	健康保険 国民健康保険	○病気やケガにより生じる医療費の一部(70歳までは70%)を保険で負担します(自己負担は医療費の30%となります)。  ただし、仕事上や通勤による病気やケガについては、労働者災害補償保険(労災保険)から給付が行われます。この場合、医療費の全額を労災保険で負担します。
年金	厚生年金 国民年金	○老齢・障害・死亡に関して必要な給付(年金の支給)を行います。

### (2) 社会保険の対象となる従業員

	対象となる従業員
健康保険 厚生年金	○以下の事業所の従業員 <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人事業所</li> <li>・常時5人以上の労働者を雇用する個人経営の事業所(農林水産業、旅館、クリーニング等の事業所は除きます)。</li> </ul>
国民健康保険 国民年金	○上記以外の事業所の従業員 (※)国民年金については、20歳以上の従業員のみが対象となります。

- あなた(技能実習生)は、「健康保険と厚生年金の両方」または「国民健康保険と国民年金の両方」のいずれかに加入しなければなりません。
- なお、「講習期間中」の技能実習生は、「国民健康保険と国民年金」に加入することになります。

(3) Amount of the social insurance premiums

Type	Explanation	Insurance rate	Amount of insurance premiums (monthly) Your contribution amount
Health insurance	• The insurance fee shall be the amount of the standard monthly remuneration (see note 1) multiplied by the insurance premium rate.	Kyokai Kenpo insurance premium rates are stipulated for each prefecture (note 2)	Standard remuneration monthly amount × insurance premium rate × 1/2
Welfare pension	• The monthly insurance fee will be borne equally by the implementing organization and you (the technical intern trainee)	18.3%	Standard remuneration monthly amount × insurance premium rate × 1/2
National health insurance	• Calculated using the method prescribed for each municipality.		Amount calculated by the method of each municipality (Note 3)
National pension	• Decided uniformly throughout the country		16,980 yen (Note 3)

(Note 1) The “standard monthly remuneration amount” is determined based on the total monthly wage received by you (the technical intern trainee).

(Note 2) The insurance premium rates of Kyokai Kenpo Insurance, which range from 10.42% (Saga Prefecture) to 9.35% (Niigata Prefecture), can be checked at the following website (March 2024).

**[Japan Health Insurance Association (Kyokai Kenpo) website]**  
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

(Note 3) All of the insurance premiums must be paid by you (the technical intern trainee). None will be borne by the employer (implementing organization). You have the obligation to pay the insurance premiums, but if it is difficult for you to pay, you may seek exemption or postponement of payment by following the prescribed procedure. You can carry out the procedure through electronic filing via the MynaPortal. For more information, please call Nenkin Kanyusha Dial at 0570-003-004 (if your phone number starts with 050, please call 03-6630-2525). Consultation services are also available in languages other than Japanese.

**[Japan Pension Service Website: International]**  
<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>

(4) Procedure for claiming a lump sum withdrawal payment for the employees' pension and national pension

- If a person has paid into the Employees' Pension or the National Pension for at least six months and has returned to their home country without fulfilling the qualification period to receive a pension (10 years), such person will be able to receive a lump sum withdrawal payment from the Japan Pension Service. The amount of the lump sum payment will be calculated with an upper limit of 60 months (5 years) depending on the period of participation in the Japanese pension system.

**[Explanation] To those who have a pension period in a country that has a social security agreement with Japan**

If you have a pension subscription period for a country that has a social security agreement that allows the pension subscription period in Japan and the pension subscription period in your country to be added together, you may be able to receive a Japanese pension through adding together the pension subscription period of both countries.

If the total pension subscription period in the two countries is less than the period required for the eligibility to receive pension in Japan (ten years), you may claim a lump sum withdrawal payment. However, if you receive a lump sum withdrawal payment, you will not be able to add the pension subscription period in Japan before you claimed the withdrawal lump sum because this period is deemed not to have existed. For this reason, please carefully read the warning notice about the lump sum withdrawal payment claim before requesting the lump sum withdrawal payment.

(3) 社会保険料の額

種類	説明	保険料率	保険料の額(月額) あなたの負担額
健康保険	○標準報酬月額(注1)に保険料率をかけた額が月額の保険料となります。 ○月額の保険料を事業主(実習実施者)とあなた(技能実習生)が折半して負担します。	協会けんぽの場合は、都道府県ごとに保険料率が定められています。(注2)	標準報酬月額×保険料率×1/2
厚生年金		18.3%	標準報酬月額×保険料率×1/2
国民健康保険	○市区町村ごとに定められた方法で算定します。		市区町村ごとの方法で算定した額(注3)
国民年金	○全国一律で決まっています。		16,980円(注3)

(注1)「標準報酬月額」は、あなた(技能実習生)の受け取る1か月の総支給額に基づき決定されます。

(注2)協会けんぽにおける、都道府県ごとの保険料率は10.42%(佐賀県)～9.35%(新潟県)となっており、下記のホームページで確認できます(令和6年(2024年)3月)。

**[全国健康保険協会(協会けんぽ)ホームページ]**  
<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

(注3)保険料は全てあなた(技能実習生)の負担となります。事業主(実習実施者)の負担はありません。なお、保険料の納付は義務ですが、支払うのが経済的に困難な場合は、保険料が免除又は猶予される制度があります。免除又は猶予を受けるには手続きが必要です。手続きはマイナポータルを利用した電子申請も可能です。手続きなどの御相談は、「ねんきん加入者ダイヤル: 0570-003-004(050で始まる番号から電話する場合は03-6630-2525)」にお問い合わせください。日本語以外の言語でも相談できます。

**[日本年金機構ホームページ 外国人のみなさま/International]**  
<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>

(4) 厚生年金、国民年金の脱退一時金の請求手続

○厚生年金又は国民年金に6か月以上加入していた方が、年金の受給に必要な資格期間(10年)を満たさずに帰国する場合には、日本年金機構に対して、脱退一時金を請求することができます。

脱退一時金の支給金額は、日本の年金制度に加入していた期間に応じて、60か月(5年)を上限として計算されます。

**[解説] 日本と社会保障協定を結んでいる国の年金加入期間がある方々へ**

日本と年金加入期間を通算する社会保障協定を結んでいる国の年金加入期間がある方については、両国の年金加入期間を通算して日本の年金を受け取ることができる場合があります。

両国の加入期間を通算しても日本の年金の受給に必要な資格期間(10年)を満たさない場合、脱退一時金を請求することができますが、脱退一時金を受け取ると、脱退一時金を請求する以前の日本の年金加入期間がなかったものとみなされるため、この期間を通算することができなくなります。このため、脱退一時金を請求する際には脱退一時金請求書の注意書きをよく読んで慎重に検討してください。

- \* Entering into a social security agreement (Japan Pension Service website)  
<https://www.nenkin.go.jp/international/agreement/status.html>
- For details on the lump sum withdrawal payment, please check the website of the Japan Pension Service given below. You can also print out the “Lump Sum Withdrawal Payment Claim” (National Pension / Employee Pension Insurance)” from this website. Please ask the person(s) in charge at the implementing organization or supervising organization, and follow the procedure.  
Also, as a requirement for receiving lump sum withdrawals, you cannot have a Japanese address on the day that the Japan Pension Service receives your claim. Please submit a transfer notice to your city of residence before returning to your country.  
(Note) Please note that you will not fulfill the requirements for receiving the lump sum withdrawal if you re-enter Japan and hold a Japanese residential address before the Japan Pension Service receives the claim.

【Japan Pension Service website】  
<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyusonota-kyufu/dattai-ichiji/20150406.html>

*AIR MAIL*  
Japan Pension Service  
3-5-24, Takaido-nishi, Suginami-ku  
Tokyo 168-8505 JAPAN  
〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号  
日本年金機構(外国業務グループ)

## 17. Labor insurance

Labor insurance is a national system that provides benefits (workers' accident compensation insurance) for injuries and illnesses during work or commuting, and benefits (employment insurance) in the case of unemployment.

This is obligatory for workplaces that employ even only one worker.

### [Explanation] About part of the agriculture, forestry and fisheries industry

For part of the agriculture, forestry and fisheries industry, workers' accident compensation insurance is voluntarily applied, but in this case, you must subscribe to private voluntary insurance as an alternative measure to workers' accident compensation insurance.

### (1) Workers' accident compensation insurance

- In the event that workers suffer injuries, fall ill, become disabled or die due to their work or commuting, necessary benefits will be granted to protect the workers themselves and their surviving families.
- Benefits granted under the workers' accident compensation insurance include the following.
  - i. Medical treatment (compensation), etc. benefits: Benefits for necessary medical treatment are granted (see page 134).
  - ii. Temporary absence from work (compensation), etc. benefits: 60% of the basic daily benefit amount is paid per day of absence from the fourth day of absence (see page 136).
  - iii. Injury and disease (compensation), etc. pension: Pension is paid according to the grade of injury and disease if the worker's injury or disease is not cured after one year and six months from the day of the commencement of medical treatment.
  - iv. Disability (compensation), etc. benefits: Pension or a lump-sum is paid according to the grade of disability if the worker becomes disabled.
  - v. Nursing care (compensation), etc. benefits: An amount of expenses incurred for nursing care is paid in cash if the worker needs nursing care due to severe aftereffects.
  - vi. Surviving family (compensation), etc. benefits and funeral expenses: Pension or a lump-sum and funeral expenses are paid to the worker's surviving family.
- The employer (implementing organization) is responsible for making the subscription arrangements. Since the



※社会保障協定の締結状況(日本年金機構ホームページ)  
<https://www.nenkin.go.jp/international/agreement/status.html>

- 脱退一時金についての詳細は、以下の日本年金機構のホームページを御覧ください。また、このホームページから「脱退一時金請求書(国民年金/厚生年金保険)」を入手できます。実習実施者又は監理団体の担当者に依頼して、請求の進めてください。  
なお、脱退一時金の受給要件として、日本年金機構が請求書を受理した日に日本に住所を有していないことが必要です。帰国する前に、お住まいの市区町村に転出届を提出してください。(注意)日本年金機構が請求書を受理する前に再入国し、住所を有するに至った場合には、受給要件を満たさなくなるので御注意ください。

【日本年金機構ホームページ】  
<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyusonota-kyufu/dattai-ichiji/20150406.html>

*AIR MAIL*  
Japan Pension Service  
3-5-24, Takaido-nishi, Suginami-ku  
Tokyo 168-8505 JAPAN  
〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号  
日本年金機構(外国業務グループ)

## 17. 労働保険

労働保険とは、仕事や通勤中のケガや病気に対する給付(労災保険)と失業した場合の給付(雇用保険)を行う国の制度です。  
労働者を一人でも雇用している事業場に対して強制的に適用されます。



### 【解説】農林水産業の一部について

農林水産業の一部については、労災保険が任意適用とされていますが、この場合、労災保険の代替措置として民間の任意保険に加入しなければなりません。

### (1) 労災保険

- 労働者の方々が、仕事(業務)や通勤が原因で負傷した場合、病気になった場合、障害が残った場合、お亡くなりになった場合に、労働者本人やその遺族を保護するために必要な給付が行われます。
- 労災保険で受けられる保険給付は次のものがあります。
  - ①療養(補償)等給付: 必要な療養を給付(135ページ参照)
  - ②休業(補償)等給付: 休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の60%を支給(137ページ参照)
  - ③傷病(補償)等年金: 療養開始から1年6か月経過後、傷病が治癒していない場合に、傷病等級に応じ、年金を支給
  - ④障害(補償)等給付: 障害が残った場合に、障害等級に応じ、年金または一時金を支給
  - ⑤介護(補償)等給付: 重い後遺症が残り介護が必要となった方に対し、介護費用としてかかった実費を現金支給
  - ⑥遺族(補償)等給付及び葬祭料(葬祭給付): 遺族に対し年金または一時金及び葬祭料を支給
- 加入手続は使用者(実習実施者)が行います。保険料は使用者が全額負担することとなりますので、あなた(技能実習生)の負担はありません。

# 外国人を雇用する 事業者の方へ



## 住民税の特別徴収にご協力ください！

### 住民税の特別徴収義務

所得税の源泉徴収義務がある給与支払者<sup>(※)</sup>は、原則として、納税義務者である従業員に代わって、毎月支払う給与から住民税を特別徴収し、従業員が居住する市区町村に納入することが義務付けられています。

外国人を雇用する場合でも、日本人の従業員と同様に特別徴収を行っていただく必要があります。

(※) 常時二人以下の家事使用人のみに対し給与の支払をする者以外の給与支払者

#### ◆ 特別徴収になると

**従業員の方**…毎月の給与から年12回の納付となるため、普通徴収（年4回払い）と比べ、1回当たりの納付額の負担が少なくなります。また、自身で納付する手間が省け、納め忘れの心配がありません。

**事業者の方**…所得税の源泉徴収事務と異なり、市区町村が納入すべき税額を決定して通知するため、事業者の方が納入額の計算をする必要はありません。

### 外国人が退職・帰国（出国）するときには

住民税の納め忘れがないよう、事業者の方から以下の手続きをご案内いただきますようお願いいたします。

なお、日本人と外国人で手続きの方法などが異なるものではありません。

#### □ 残りの住民税（特別徴収税額）の一括徴収

本人から申出がある場合は、退職時に支給する給与や退職金から残りの住民税を一括して徴収することができます。

※ 1～5月に退職する場合は、申出の有無にかかわらず一括徴収を行っていただく必要があります。

#### □ 納税管理人の選任

帰国する方で、日本から出国するまでの間に住民税を納めることができない場合は、出国する前に、日本に居住する方の中から、自身に代わり税金の手続きを行う方（納税管理人）を定め、市区町村に届け出る必要があります。

【総務省HP】 [https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/czaisei\\_seido/individual-inhabitant-tax.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/individual-inhabitant-tax.html)

【お問い合わせ先】 不明な点がある場合は、従業員の方がお住まいの市区町村の税務担当課までお問い合わせください。



総務省  
Ministry of Internal Affairs  
and Communications

※事業者の方へ この面は、外国人の従業員向け広報ポスターとなっています。  
事業所内に掲出していただくなど、適宜ご活用ください。

# 外国人の方へ 住民税のお知らせ

## 住民税の支払いをお忘れなく！



- 住民税は、1月1日時点で日本に住所があり、一定額以上の給料などをもらっている人であれば外国人の方でも住んでいる市区町村に支払う必要がある税金です。1月2日以降に日本から出国した場合でも同じです。
- もし、支払うべき住民税が支払われていない場合は、在留期間の更新申請などが許可されない場合があります。
- 毎月の給料から住民税を差し引かれている人が会社を辞める場合、会社に、支払っていない住民税の全部を給料や退職金から差し引いてもらい、市区町村に支払ってもらうこともできます。
- 日本から出国するまでの間に住民税を支払うことができない場合は、出国する前に、日本に住んでいる人の中から、自分に代わって税金の手続きを行う人（納税管理人）を決めて、住んでいる市区町村に届け出る必要があります。

【お問い合わせ先】 不明な点がある場合は、お住まいの市区町村までお問い合わせください。

## Don't forget to pay resident tax!

- The resident tax is a tax that must be paid to the local municipal office for foreigners having a domicile within Japan as of January 1, and earned income that is above a certain amount. The same applies if you leave Japan after January 2.
- If the obligatory resident tax payment due is delinquent, the taxpayer may not be able to renew their foreign residency during the period that they are authorized to stay, etc.
- If an employee whose employer deducts resident taxes from their monthly salary leaves the company, the employee can request the employer to deduct all unpaid resident taxes from their salary or retirement allowance and pay the municipality on behalf of the employee.
- A taxpayer who plans to leave Japan must appoint a resident in Japan (tax agent) who will be responsible for handling tax activities on the employee's behalf, and notify the municipality where the employee lives if unable to pay the resident tax before leaving Japan.

【Contact Information】 If you have any questions, please contact your local municipal office.

## 请勿忘缴纳住民税！

- 住民税是指，自1月1日起在日本居住，并拥有一定收入的人员，包括外国人在内，需要向所居住的市区町村缴纳的税金。即使1月2日后从日本离开也同样需缴纳住民税。
- 若需缴纳的住民税没有及时缴纳，可能无法通过在留期限更新等的申请。
- 每月工资中扣除住民税的人员在离职后，未缴纳的住民税将从工资或退休金中扣除，并代向市区町村缴纳。
- 若在离开日本前无法缴纳住民税，需在离开前，从居住在日本的人员中，指定代替自己缴纳税金的纳税管理人，并通知所居住的市区町村。

【咨询窗口】 若有不明之处，请咨询所居住的市区町村。

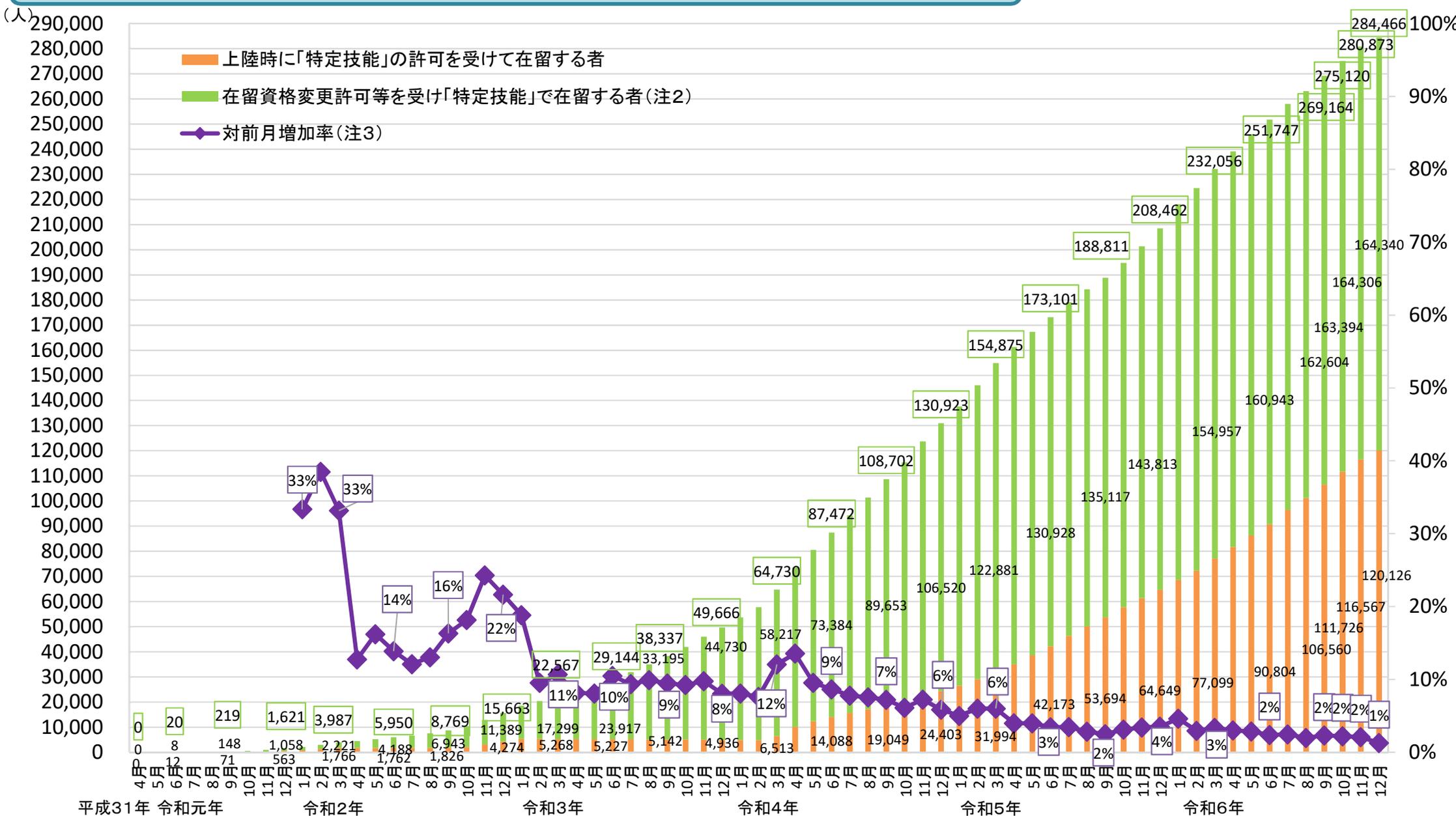
## Đừng quên nộp thuế cư trú !

- Thuế cư trú là loại thuế phải nộp cho các thành phố nơi người nước ngoài sinh sống nếu họ có địa chỉ tại Nhật Bản kể từ ngày 1 tháng 1 và nhận được một mức lương nhất định. Trường hợp rời khỏi Nhật bản từ ngày 2 tháng 1 cũng giống như vậy.
- Nếu như bạn chưa thanh toán khoản thuế phải đóng thì có thể sẽ không được cho phép như là khi bạn xin gia hạn thời gian lưu trú.
- Nếu một người đã khấu trừ thuế cư trú từ tiền lương hàng tháng của họ rời khỏi công ty, họ có thể yêu cầu công ty khấu trừ tất cả thuế cư trú chưa được trả từ tiền lương và trợ cấp hưu trí của họ và trả cho thành phố.
- Nếu bạn không thể trả thuế cư trú trước khi rời Nhật Bản, hãy quyết định một người sẽ chịu trách nhiệm về thủ tục thuế thay cho bạn (người quản lý nộp thuế) trước khi rời Nhật Bản và bạn cần thông báo cho thành phố nơi bạn sống.

【Thông tin liên hệ】 Nếu có điểm nào chưa rõ, hãy liên hệ tới thành phố địa phương nơi bạn sinh sống.

# 特定技能制度運用状況①

特定技能在留外国人数の推移(平成31年4月～令和6年12月末現在)(速報値) (注1)

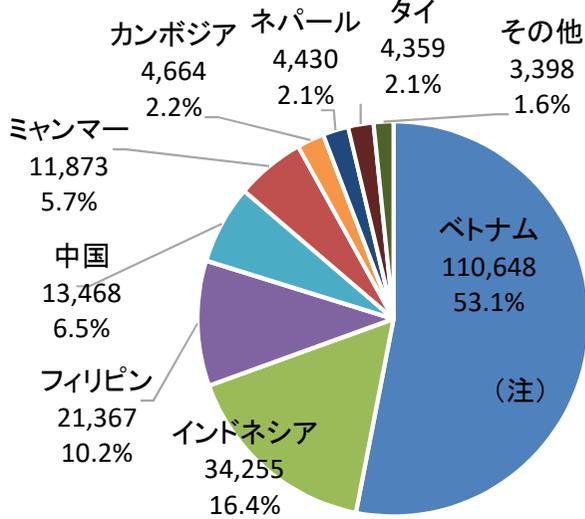


(注1)本資料において、「特定技能在留外国人」は、「特定技能1号」及び「特定技能2号」の許可を受けて在留する者とする。(注2)在留特別許可を受けて「特定技能」で在留する者を含む。  
 (注3)対前月増加率は小数点第一位で四捨五入。

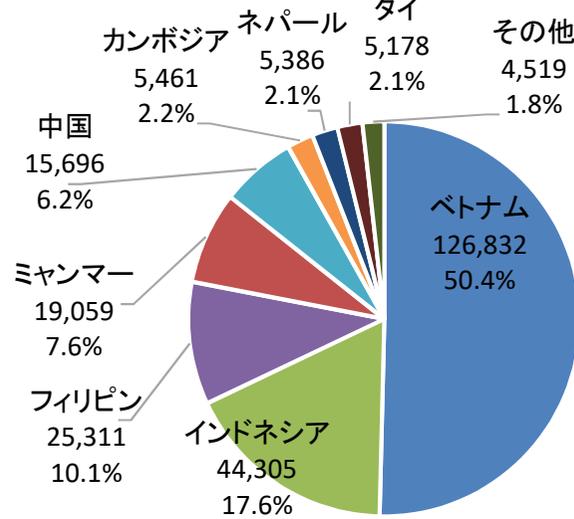
# 特定技能制度運用状況②

## 国籍・地域別特定技能在留外国人数の推移

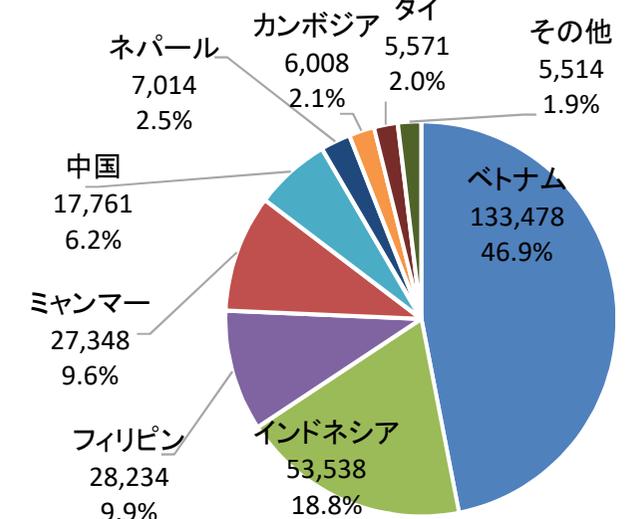
令和5年12月末: 208,462人



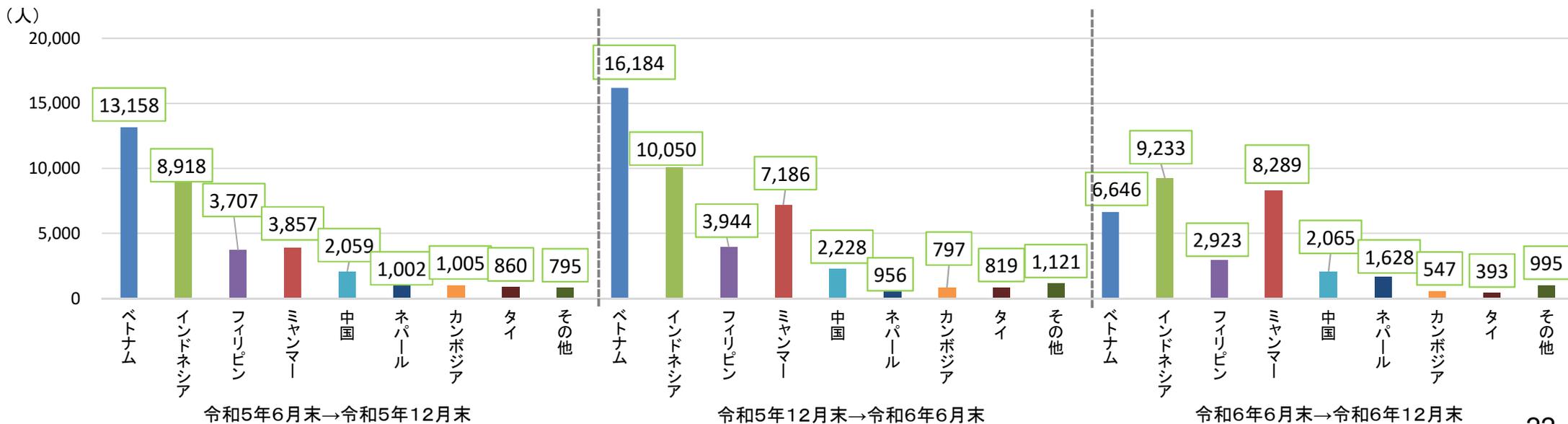
令和6年6月末: 251,747人



令和6年12月末: 284,466人(速報値)



## 国籍・地域別特定技能在留外国人増加数

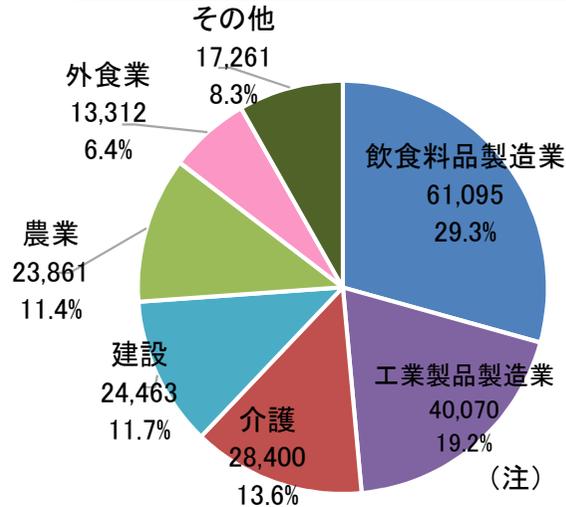


(注) 構成比は小数点第二位で四捨五入。

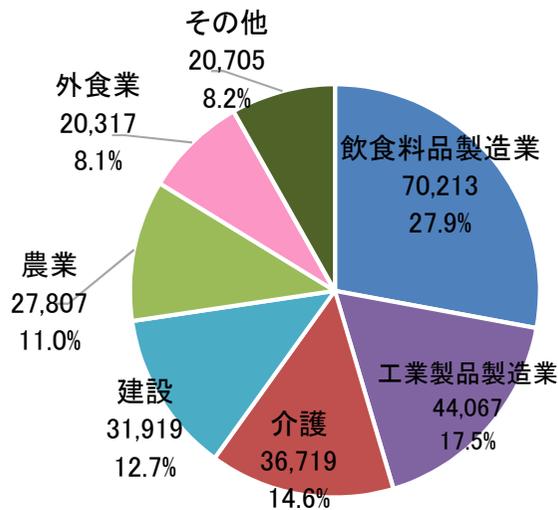
# 特定技能制度運用状況③

## 分野別特定技能在留外国人数の推移

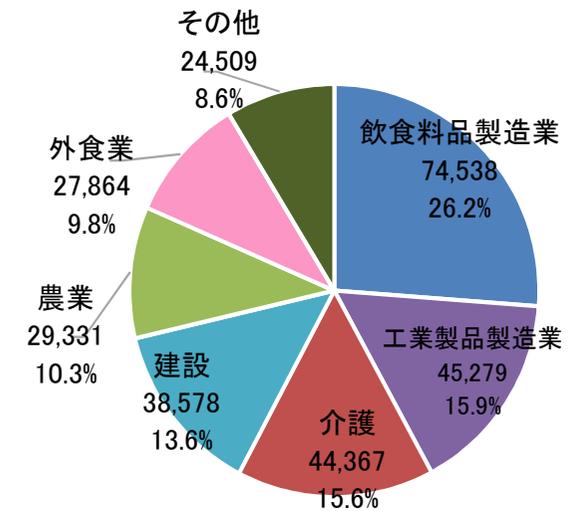
令和5年12月末: 208,462人



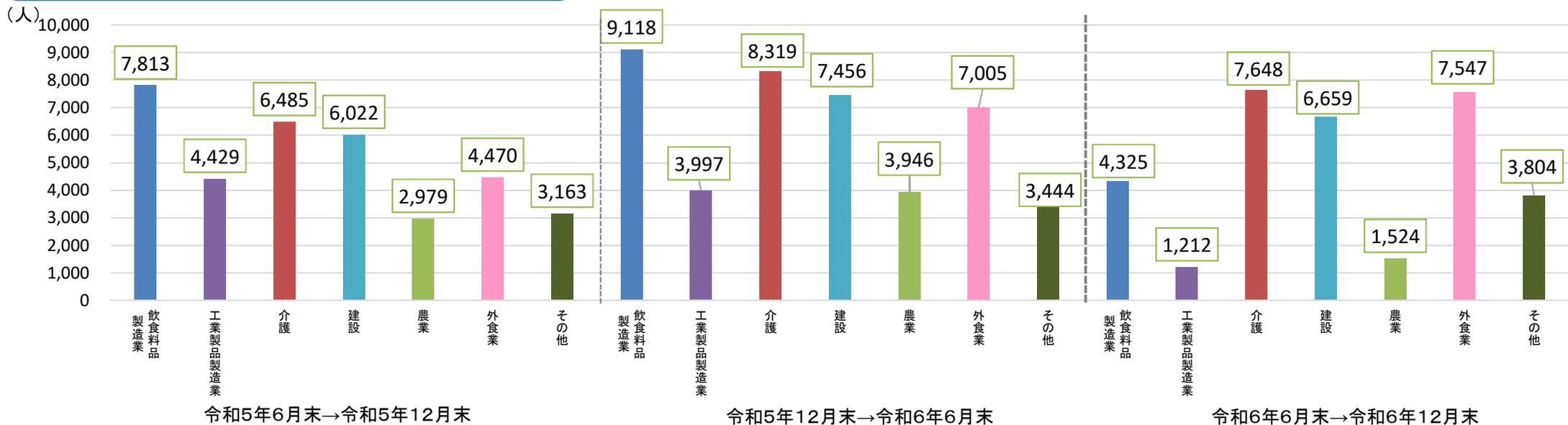
令和6年6月末: 251,747人



令和6年12月末: 284,466人(速報値)



## 分野別特定技能在留外国人増加数



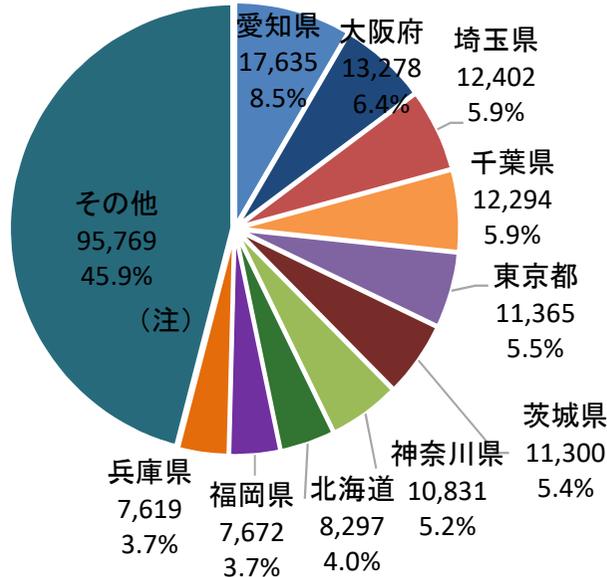
(注1) 構成比は小数点第二位で四捨五入。

(注2) 令和5年12月末及び令和6年6月末の「工業製品製造業」の在留者数は、分野名変更前の「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業」の在留者数。

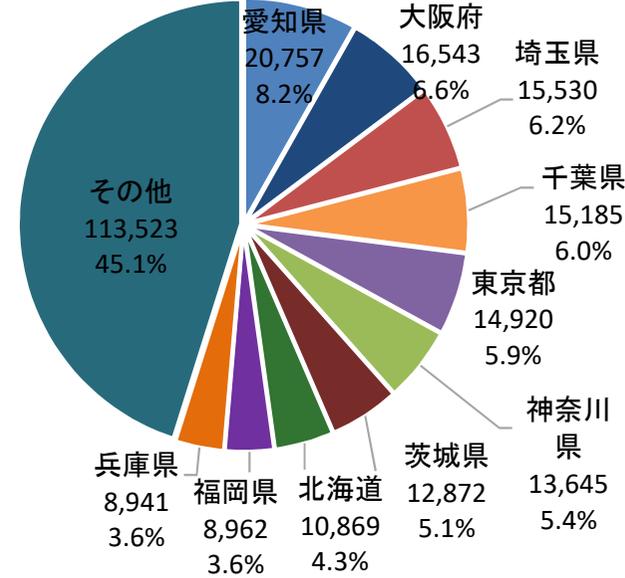
# 特定技能制度運用状況④

## 都道府県別特定技能在留外国人数の推移

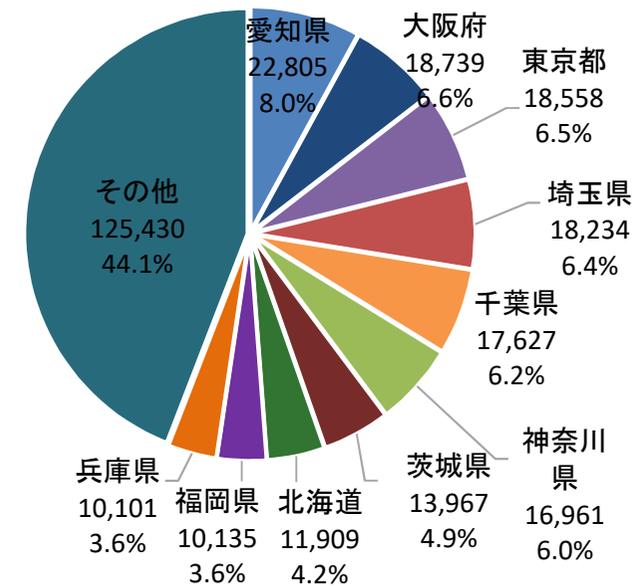
令和5年12月末: 208,462人



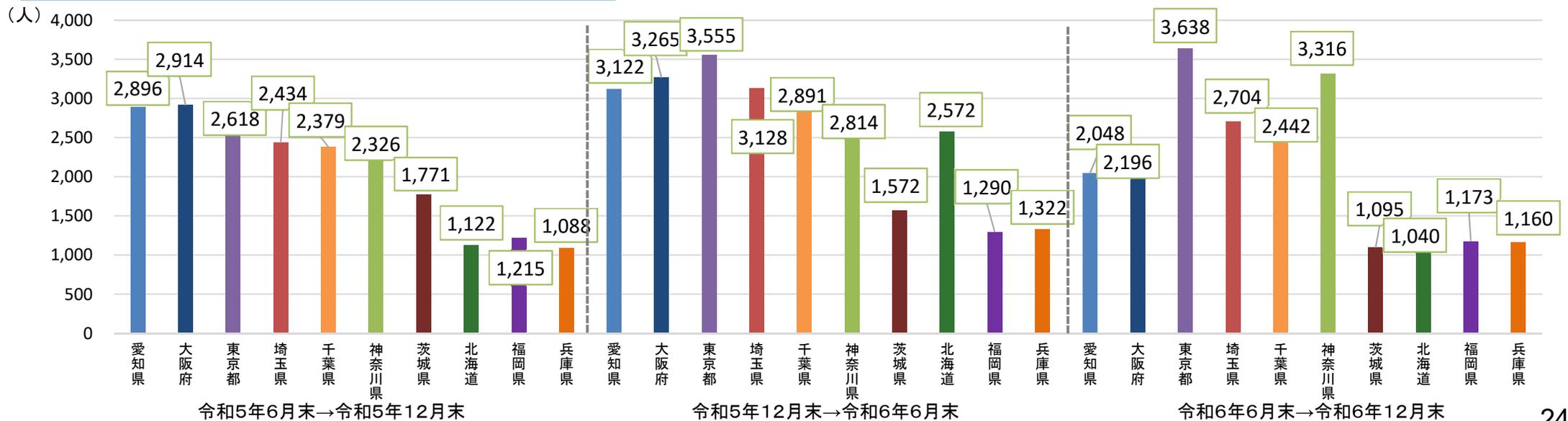
令和6年6月末: 251,747人



令和6年12月末: 284,466人(速報値)



## 都道府県別特定技能在留外国人増加数



(注) 構成比は小数点第二位で四捨五入。

# 特定技能制度運用状況⑤

技能試験及び日本語試験の実施状況について(令和6年12月末現在)(速報値)(注1)

技能試験	実施国	受験者数(人)		合格者数(人)							
		令和6年12月末		令和6年12月末		令和6年6月末		令和5年12月末			
介護(注2)	国内・海外12か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパール・モンゴル・ミャンマー・タイ・ベトナム・スリランカ・インド・ウズベキスタン・バングラデシュ	149,116	特定技能1号 149,116 特定技能2号	113,582	特定技能1号 113,582 特定技能2号	87,371	特定技能1号 87,371 特定技能2号	72,018	特定技能1号 72,018 特定技能2号		
ビルクリーニング	国内・海外7か国 フィリピン・インドネシア・ネパール・タイ・スリランカ	14,593	特定技能1号 14,522 特定技能2号 71	12,346	特定技能1号 12,338 特定技能2号 8	9,104	特定技能1号 9,101 特定技能2号 3	6,340	特定技能1号 6,340 特定技能2号 0		
工業製品製造業	国内・海外4か国 フィリピン・インドネシア・ネパール・タイ	8,972	特定技能1号 6,575 特定技能2号 2,397	2,313	特定技能1号 1,126 特定技能2号 1,187	1,272	特定技能1号 947 特定技能2号 325	1,070	特定技能1号 913 特定技能2号 157		
建設	国内・海外12か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパール・モンゴル・ミャンマー・タイ・ベトナム・スリランカ・インド・ウズベキスタン・バングラデシュ	9,426	特定技能1号 6,052 特定技能2号 3,374	2,903	特定技能1号 2,381 特定技能2号 522	1,973	特定技能1号 1,853 特定技能2号 120	1,581	特定技能1号 1,581 特定技能2号 0		
造船・船用工業	国内・海外1か国 フィリピン	436	特定技能1号 261 特定技能2号 175	409	特定技能1号 242 特定技能2号 167	299	特定技能1号 214 特定技能2号 85	249	特定技能1号 197 特定技能2号 52		
自動車整備	国内・海外2か国 フィリピン・ベトナム	6,967	特定技能1号 6,570 特定技能2号 397	4,679	特定技能1号 4,595 特定技能2号 84	3,365	特定技能1号 3,365 特定技能2号 0	2,543	特定技能1号 2,543 特定技能2号 0		
航空	国内・海外5か国 フィリピン・インドネシア・ネパール・モンゴル・スリランカ	6,549	特定技能1号 6,549 特定技能2号 0	4,071	特定技能1号 4,071 特定技能2号 0	3,066	特定技能1号 3,066 特定技能2号 0	2,240	特定技能1号 2,240 特定技能2号 0		
宿泊	国内・海外7か国 フィリピン・インドネシア・ネパール・ミャンマー・ベトナム・スリランカ・インド	20,173	特定技能1号 20,092 特定技能2号 81	12,881	特定技能1号 12,861 特定技能2号 20	6,698	特定技能1号 6,694 特定技能2号 4	5,217	特定技能1号 5,217 特定技能2号 0		
自動車運送業	国内	64	特定技能1号 64 特定技能2号	47	特定技能1号 47 特定技能2号		特定技能1号 特定技能2号		特定技能1号 特定技能2号		
農業	国内・海外12か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパール・モンゴル・ミャンマー・タイ・ベトナム・スリランカ・インド・ウズベキスタン・バングラデシュ	86,359	特定技能1号 84,297 特定技能2号 2,062	75,495	特定技能1号 74,757 特定技能2号 738	56,743	特定技能1号 56,555 特定技能2号 188	49,114	特定技能1号 49,102 特定技能2号 12		
漁業	国内・海外1か国 インドネシア	3,573	特定技能1号 3,511 特定技能2号 62	2,176	特定技能1号 2,160 特定技能2号 16	1,403	特定技能1号 1,403 特定技能2号 0	1,107	特定技能1号 1,107 特定技能2号 0		
飲食品製造業	国内・海外2か国 フィリピン・インドネシア	136,237	特定技能1号 134,185 特定技能2号 2,052	86,462	特定技能1号 85,403 特定技能2号 1,059	68,861	特定技能1号 68,713 特定技能2号 148	58,892	特定技能1号 58,892 特定技能2号 0		
外食業	国内・海外8か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパール・ミャンマー・タイ・スリランカ・ベトナム	142,335	特定技能1号 141,319 特定技能2号 1,016	97,476	特定技能1号 96,941 特定技能2号 535	71,728	特定技能1号 71,615 特定技能2号 113	56,749	特定技能1号 56,749 特定技能2号 0		
木材産業	国内	20	特定技能1号 20 特定技能2号	20	特定技能1号 20 特定技能2号		特定技能1号 特定技能2号		特定技能1号 特定技能2号		
<b>合計</b>		<b>584,820</b>	特定技能1号 573,133 特定技能2号 11,687	<b>414,860</b>	特定技能1号 410,524 特定技能2号 4,336	<b>311,883</b>	特定技能1号 239,282 特定技能2号 873	<b>257,120</b>	特定技能1号 200,150 特定技能2号 221		

日本語試験	実施国	受験者数(人)		合格者数(人)		合格者数(人)		
		令和6年12月末		令和6年12月末		令和6年6月末		
日本語基礎テスト(JFT Basic)	国内・海外11か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパール・モンゴル・ミャンマー・タイ・スリランカ・インド・ウズベキスタン・バングラデシュ	<b>311,790</b>		<b>135,568</b>		<b>86,726</b>		<b>73,055</b>

(注1) 受験者数及び合格者数には、令和6年12月末までに実施し、結果が公表された技能試験及び日本語試験を計上している。

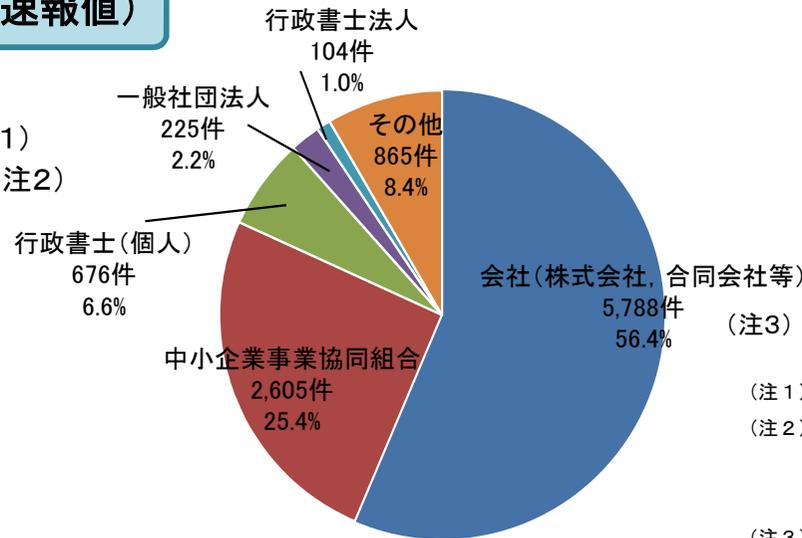
(注2) 介護分野の介護日本語評価試験については、受験者数及び合格者数に計上していない。

(注3) 令和6年3月29日、閣議決定により追加が決定された4分野のうち、「鉄道」、「林業」の2分野の試験については、令和6年12月末現在実施に向けて整備中。

# 特定技能制度運用状況⑥

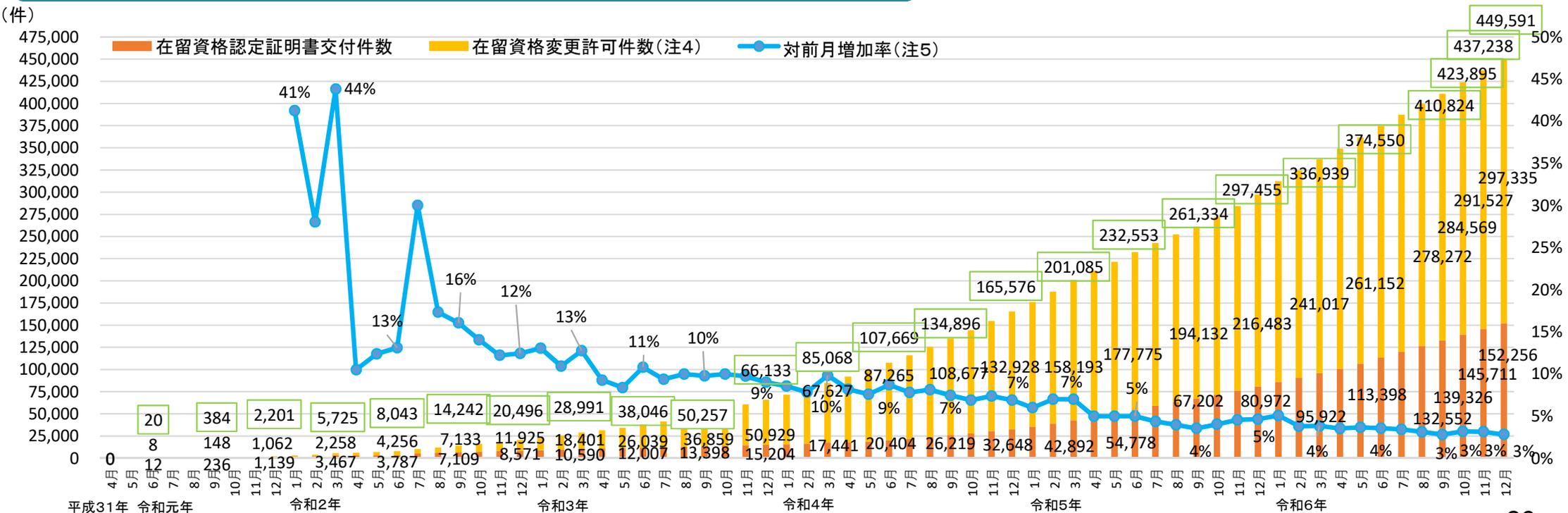
## 登録支援機関(令和6年12月末現在:速報値)

登録支援機関登録件数: 10, 213件(注1)  
 (登録支援機関類型別件数: 10, 263件)(注2)



- (注1) 集計時点で登録支援機関として登録されている機関の数。
- (注2) 個人の登録支援機関につき、複数の類型に該当する者についても各項目に計上した数。  
左図のグラフは類型別件数の内訳を示したものである。
- (注3) 小数点第二位で四捨五入。

## 特定技能外国人の許可状況等について(令和6年12月末現在:速報値)



(注4)「特定技能2号」の許可を含む。(注5)増加率は小数点第一位で四捨五入。

## 1 | 入国手続や在留手続等に関するお問い合わせ

- 外国人在留総合インフォメーションセンター

**TEL 0570-013904**  
<https://www.moj.go.jp/isa/consultation/center/index.html>



- 地方出入国在留管理局

<https://www.moj.go.jp/isa/about/region/index.html>



## 2 | 技能実習制度に関するお問い合わせ

- 外国人技能実習機構コールセンター

**TEL 03-3453-8000**  
<https://www.otit.go.jp/contact/>



※申請に対する進捗確認などの個別事案や様式の具体的な記載に係る相談など解釈が必要となるお問い合わせについては、内容に応じて、本部又は地方事務所(支所)の各窓口にご連絡ください。

## 3 | 在留手続、労働関係法令、就職支援、人権相談等に関するお問い合わせ

- 外国人在留支援センター(FRESC/フレスク)

**TEL 0570-011000**  
<https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc01.html>



※外国人在留支援センターには、外国人の在留支援に関連する4省庁8機関(東京出入国在留管理局、東京法務局人権擁護部、法テラス等)がワンフロアに入居し、入居機関が連携しながら、外国人からの相談対応、外国人を雇用したい企業の支援、外国人支援に取り組む地方公共団体の支援などの取組を行っています。

- 地域の相談窓口一覧

<https://www.moj.go.jp/isa/content/930004512.pdf>



- ワンストップ型相談センター

外国人総合相談支援センター(東京)  
**TEL 03-3202-5535**

外国人総合相談センター(埼玉)  
**TEL 048-833-3296**

多文化共生総合相談ワンストップセンター(浜松)  
**TEL 053-458-1510**

<https://www.moj.go.jp/isa/consultation/center/index.html>



### 参考資料

#### 生活・就労ガイドブック

～日本で生活する外国人の皆さんへ～

日本に在留する外国人が安全・安心に生活・就労できるようにするために必要な各種手続や制度に関する基礎的情報を取りまとめ、多言語で掲載しています。

[https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/guidebook\\_all.html](https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/guidebook_all.html)



#### 外国人生活支援ポータルサイト

外国人や支援者に有用な各省庁の情報を、カテゴリ別に多言語でお知らせするウェブサイトです。

<https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>



#### 在留支援のための

やさしい日本語ガイドライン

「やさしい日本語」は、相手に配慮したわかりやすい日本語のことです。書き言葉、話し言葉のそれぞれについて、やさしい日本語活用のポイント等を紹介しています。

[https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/plainjapanese\\_guideline.html](https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/plainjapanese_guideline.html)



## 不法就労防止に係る取組

出入国在留管理庁では、安全・安心な社会の実現のために、摘発の強化や安全かつ確実な強制送還の実施、不法就労防止及び出国命令制度の更なる周知に関する広報活動などにより、不法滞在者の縮減に努めています。なお、令和6年の地方出入国在留管理官署における摘発件数は、1,320件でした。

# 外国人の 適正な雇用に ご協力ください

日本人と外国人が互いを尊重し、安全・安心に暮らせる共生社会を実現するためには、

- 外国人の人権に配慮しながら、ルールにのっとり外国人を受け入れ、適切な支援等を行っていくこと
- ルールに違反する者に対しては厳正に対応していくこと

が重要です。



## 不法就労防止にご協力ください

**不法就労とは?** 不法就労となるのは、次の**3**つの場合です。

- |   |   |
|---|---|
| <b>1</b> 不法滞在者や被退去強制者が働くケース                               | (例) ・ 密入国した人や在留期限の切れた人が働く<br>・ 退去強制されることが既に決まっている人が働く                               |
| <b>2</b> 就労できる在留資格を有していない外国人で出入国在留管理庁から働く許可を受けていないのに働くケース | (例) ・ 観光等の短期滞在目的で入国した人が許可を受けずに働く<br>・ 留学生や難民認定申請中の人が許可を受けずに働く                       |
| <b>3</b> 外国人の方が現に有している在留資格等で認められた範囲を超えて働くケース              | (例) ・ 外国料理のシェフや語学学校等の先生として働くことを認められた人が工場作業員として働く<br>・ 留学生が許可された時間数(原則週28時間以内)を超えて働く |

### 注意! 事業主も処罰の対象となります!!

- 不法就労させたり、不法就労をあっせんした人(不法就労助長罪)  
**→3年以下の懲役・300万円以下の罰金**  
 ※外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合には、処罰を免れません。
- 不法就労させたり、不法就労をあっせんした外国人事業主  
**→退去強制の対象**
- 外国人の雇用又は離職について、ハローワークへの届出をしなかったり、虚偽の届出をした人  
**→30万円以下の罰金**



## 在留カードの記載事項を確認してください。

在留カードは、企業等への勤務や日本人との婚姻などで、入管法上の在留資格をもって適法に我が国に中長期間滞在する外国人の方が所持するカードです。旅行者のように一時的に滞在する方や不法滞在者には交付されません。特別永住者の方を除き、在留カードを所持していない場合は、原則として就労できません。その例外も含めて、在留カードの見方については、次のページをご参照ください。

# 在留カードの見方



## ポイント① 在留カード表面の「就労制限の有無」欄を確認してください。

「就労不可」の記載がある場合

→原則雇用はできませんが、ポイント②を確認してください。

※一部就労制限がある場合

→制限内容を確認してください。次のいずれかの記載があります。

①「在留資格に基づく就労活動のみ可」

②「指定書により指定された就労活動のみ可」  
(在留資格「特定活動」)

(②については法務大臣が個々に指定した活動等が記載された指定書を確認してください。また、①について、在留資格が「特定技能」の場合は、②と同様に指定書を確認してください。)

※難民認定申請中であっても、有効な在留カードを所持していない場合や在留カードに「就労不可」と表示されている場合は雇うことはできません。

※「就労制限なし」の記載がある場合

→就労内容に制限はありません。

## ポイント② 在留カード裏面の「資格外活動許可欄」を確認してください。

ポイント①で「就労不可」又は「在留資格に基づく就労活動のみ可」の方であっても、裏面の「資格外活動許可欄」に次のいずれかの記載がある方は、就労することができます。

ただし、就労時間や就労場所に制限があるので注意が必要です。

①「許可(原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く。)」  
(複数のアルバイト先がある場合には、その合計が週28時間以内でなければなりません。)

②「許可(「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「技能」に該当する活動・週28時間以内)」  
(地方公共団体等との雇用契約に基づく活動である必要があります。)

③「許可(資格外活動許可書に記載された範囲内の活動)」  
(資格外活動許可書を確認してください。)



## 在留カード等の番号が失効していないか確認することができます。

下記のページをご活用ください。なお、確認結果は、在留カード等の有効性を証明するものではありません。昨今、**実在する在留カード等の番号を悪用した偽造在留カード等も存在するため**、確認結果にかかわらず、下記「在留カード」及び「特別永住者証明書」の見方」や「在留カード等読取アプリケーション」のほか、「動画ライブラリー」において、アプリの操作方法や在留カード等の目視による真偽の判断方法を紹介しますので、あわせてご活用ください。

偽変造が疑われる在留カード等を発見した場合には、最寄りの地方出入国在留管理局にお問い合わせください。

在留カード等番号失効情報照会ページ  
<https://lapse-immi.moj.go.jp/>



「在留カード」及び「特別永住者証明書」の見方  
<https://www.moj.go.jp/isa/content/930001733.pdf>



動画ライブラリー  
[https://www.moj.go.jp/isa/publications/publications/nyuukokukanri01\\_00182.html](https://www.moj.go.jp/isa/publications/publications/nyuukokukanri01_00182.html)



在留カード等読取アプリケーション

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/rcc-support.html>



このアプリを使用し、読み取った情報と、券面に記載された情報を見比べることで、偽変造されていないかを簡単に確認することができます。アプリは、サポートページ(上記URL)や各アプリケーションストアから入手できます。

## 在留カードを所持していなくても就労できる場合がある方

- 旅券に後日在留カードを交付する旨の記載がある方
- 「3月」以下の在留期間が付与された方
- 「外交」「公用」等の在留資格が付与された方

これらの方については、旅券等で就労できるかどうかを確認してください。

※特に、「留学」「研修」「家族滞在」「文化活動」「短期滞在」の在留資格をもって在留している方については、**資格外活動許可を受けていない限り就労できません**のご注意ください。

# 外国人の適正な雇用のために注意すべきポイント

外国人の適正な雇用のためには、在留カードの確認等、出入国管理関係法令等の関係法令を遵守することが必要です。また、外国人労働者との間で起こるトラブルの一因として、本国と日本の間の文化等に関するギャップ、来日前後の認識のギャップなどが挙げられます。特に注意すべきポイントは以下のとおりです。

## 雇用契約期間、労働時間、業務内容、給料の仕組みや控除の理由などをあらかじめ丁寧に説明してください。

給料の支払いの仕組みが日本と違っていたり、控除の制度がなかったりする国もあります。具体的な控除の額や手取りの額を示すなど、具体的な金額について、本人が理解できる方法で説明するよう心がけてください。また、雇用条件等については、労働関係法令に違反することがないように注意してください。

## パワハラ・セクハラなどの不適正な行為が行われないようにしてください。

業務上の必要な指導等であったとしても、暴言や脅迫(例:指示に従わなければ解雇する旨の発言等)、暴行(例:殴打、足蹴りを行う、工具で叩く等)といった行為は許されません。

## 異文化への理解を深め、お互いを尊重することで誤解が生じないようにしてください。



業務上の指導やアドバイスであったとしても、文化等の違いから、相手を嫌な気持ちにさせてしまうことがあることに注意が必要です(円滑なコミュニケーションのために、翻訳機や通訳機を活用することも有効です)。

## 外国人を雇用した時の届出

### ● 事業主の方からハローワークへの届出

外国人(「特別永住者」、在留資格「外交」及び「公用」は除く。)を雇用する事業主の方は、労働施策総合推進法に基づく外国人雇用状況の届出が義務づけられています。**外国人を雇用した場合や外国人が離職した場合、ハローワークへ届出をしてください(この届出を怠ると罰則の対象となります)。**

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/gaikokujin/todokede/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/todokede/index.html)



### ● 外国人本人から出入国在留管理庁への届出

外国人本人には、在留資格に応じ、入管法に基づく所属機関に関する届出が義務づけられています。新たに雇用等の契約を締結した場合や別の所属機関に移籍した場合などには、同届出の必要性について、ご本人に案内いただくようお願いします。

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001342898.pdf>



## 監理措置や仮放免は在留資格ではありません。

監理措置決定や仮放免許可を受けた外国人は、退去強制手続中の立場であるため、原則として就労することはできません。

ただし、監理措置決定を受けた外国人は、退去強制令書発付前に限り、生計の維持に必要な範囲内で、就労先を指定するなど一定の厳格な要件の下で、例外的に就労が許可されることがあります。就労の可否については同人が所持している監理措置決定通知書の記載を確認してください。

なお、監理措置や仮放免のいずれにおいても、就労の可否に疑義がある場合は最寄りの地方出入国在留管理局にお問合せください。

※監理措置決定を受けた外国人(被監理者)を雇用する場合も、事業主の方は、労働施策総合推進法に基づく外国人雇用状況の届出が義務づけられています。

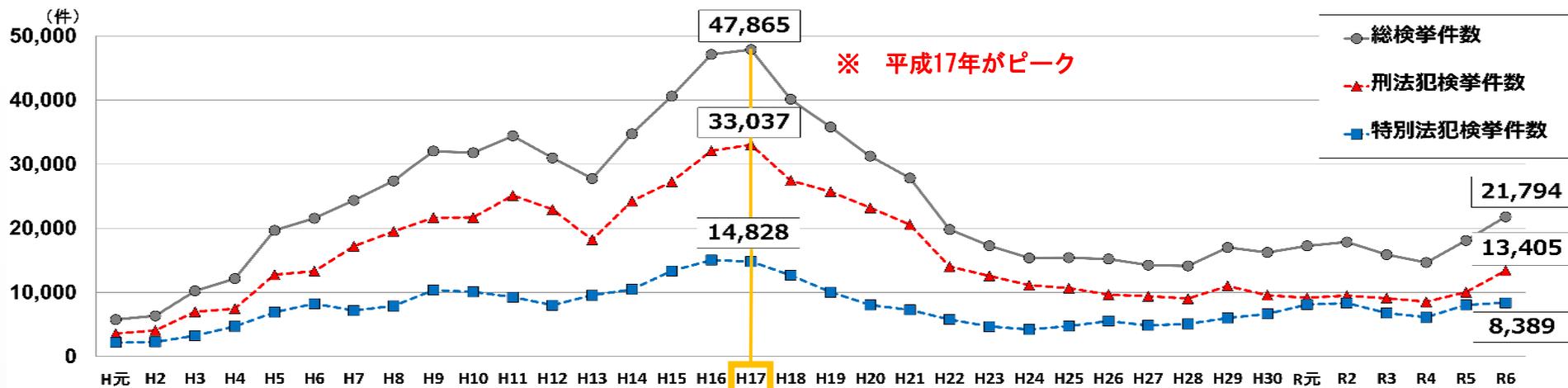
監理措置に関するQ&Aはこちら ▶ [https://www.moj.go.jp/isa/08\\_00051.html](https://www.moj.go.jp/isa/08_00051.html)



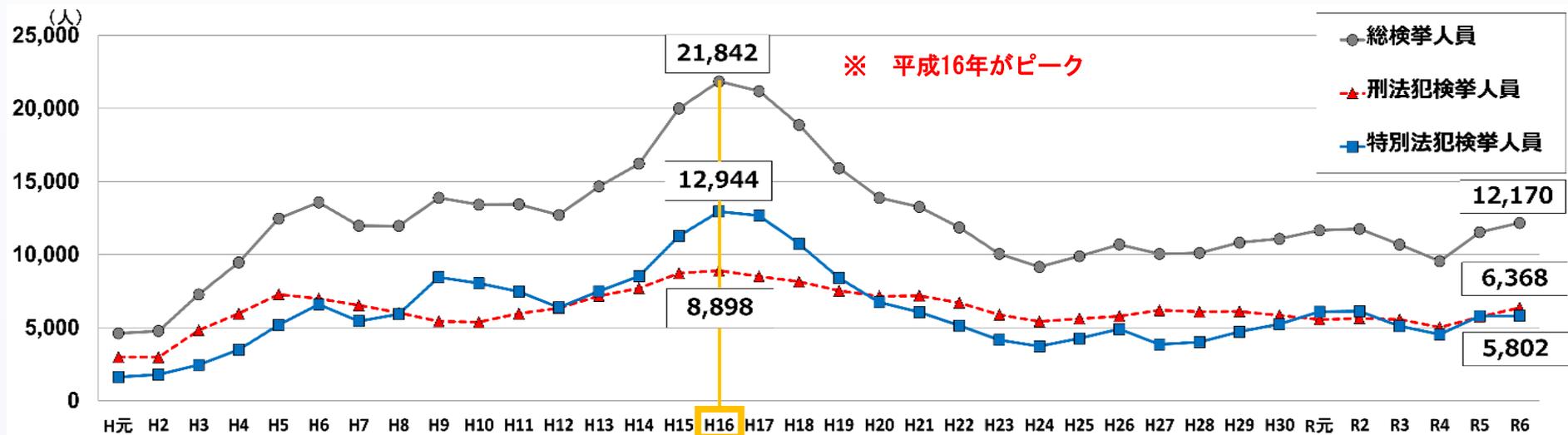
# 令和6年における 来日外国人犯罪の検挙状況等について

令和7年6月24日  
警察庁国際捜査管理官

## 来日外国人犯罪の検挙件数の推移

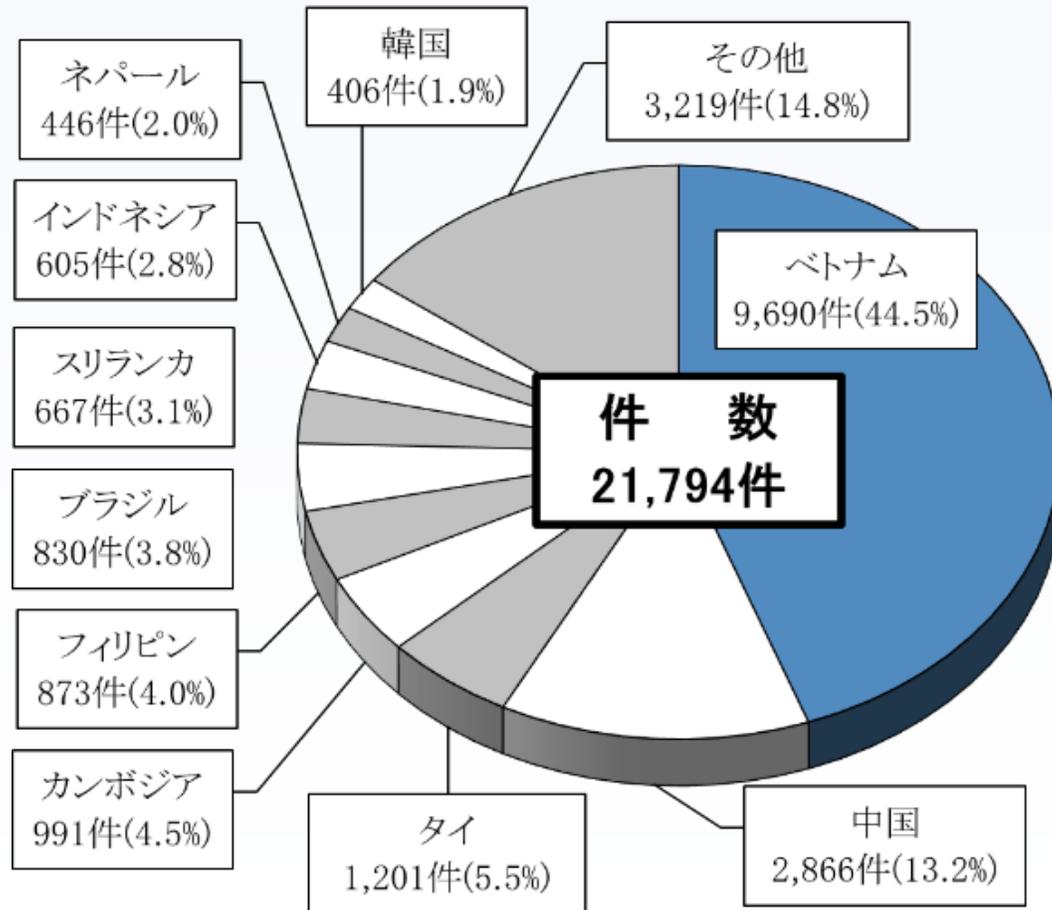


## 来日外国人犯罪の検挙人員の推移

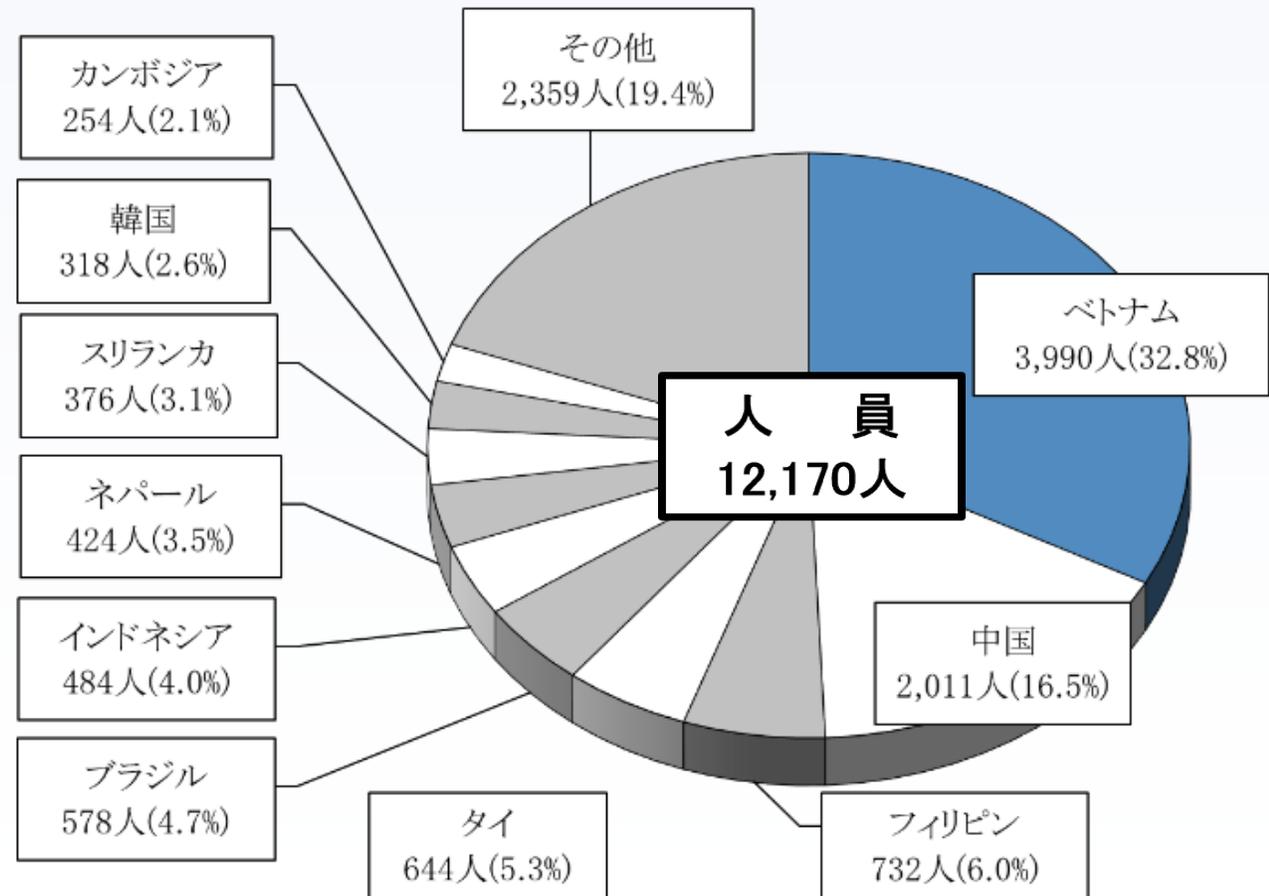


# 国籍等別総検挙状況

検挙件数



検挙人員



# 来日ベトナム人犯罪の検挙状況

ベトナムの包括罪種等別刑法犯検挙件数・人員

		総数	凶悪犯	殺人	強盗	強致	盗傷	粗暴犯	窃盗犯	侵入窃	住対宅象	非侵入窃	万引き	乗り物盗	自動車盗	知能犯	詐欺	風俗犯	その他の刑法犯
件数	ベトナム	5,992	51	30	16	10	181	4,964	3,272	830	1,422	1,066	270	58	214	169	56	526	
	構成比率	100.0%	0.9%	0.5%	0.3%	0.2%	3.0%	82.8%	54.6%	13.9%	23.7%	17.8%	4.5%	1.0%	3.6%	2.8%	0.9%	8.8%	
人員	ベトナム	1,578	61	34	21	18	205	834	156	70	589	423	89	24	141	114	31	306	
	構成比率	100.0%	3.9%	2.2%	1.3%	1.1%	13.0%	52.9%	9.9%	4.4%	37.3%	26.8%	5.6%	1.5%	8.9%	7.2%	2.0%	19.4%	

ベトナムの違反法令別特別法犯検挙件数・人員

		総数	入管法	不法残留	偽造在留 力一ド 所持等	風適法	売防法	銃刀法	薬物事犯	その他
件数	ベトナム	3,698	3,047	1,985	202	12	1	52	332	254
	構成比率	100.0%	82.4%	53.7%	5.5%	0.3%	0.0%	1.4%	9.0%	6.9%
人員	ベトナム	2,412	1,874	1,566	151	23	0	44	240	231
	構成比率	100.0%	77.7%	64.9%	6.3%	1.0%	0.0%	1.8%	10.0%	9.6%

# 来日中国人犯罪の検挙状況

中国の包括罪種等別刑法犯検挙件数・人員

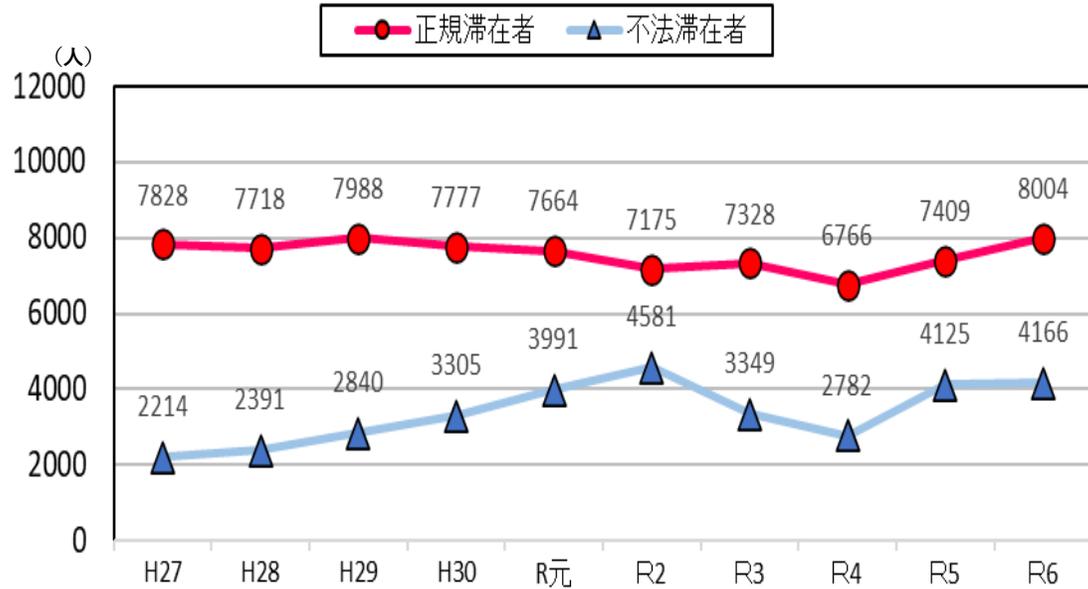
		総数	凶悪犯	殺人	強盗	強盗致傷	粗暴犯	窃盗犯	侵入窃	住対宅象	非侵入窃	万引き	払出盗	乗り物盗	自動車盗	知能犯	詐欺	文偽書造	風俗犯	その他の刑法犯
件数	中国	1,779	44	12	17	7	284	835	151	92	654	315	124	30	1	321	217	91	37	258
	構成比率	100.0%	2.5%	0.7%	1.0%	0.4%	16.0%	46.9%	8.5%	5.2%	36.8%	17.7%	7.0%	1.7%	0.1%	18.0%	12.2%	5.1%	2.1%	14.5%
人員	中国	1,254	55	13	28	10	311	492	25	7	442	283	11	25	1	146	100	35	28	222
	構成比率	100.0%	4.4%	1.0%	2.2%	0.8%	24.8%	39.2%	2.0%	0.6%	35.2%	22.6%	0.9%	2.0%	0.1%	11.6%	8.0%	2.8%	2.2%	17.7%

中国の違反法令別特別法犯検挙件数・人員

		総数	入管法	不法残留	偽造在留 力所持等	風適法	売防法	銃刀法	薬物事犯	その他
件数	中国	1,087	737	423	84	26	2	49	29	244
	構成比率	100.0%	67.8%	38.9%	7.7%	2.4%	0.2%	4.5%	2.7%	22.4%
人員	中国	757	478	340	61	34	1	37	24	183
	構成比率	100.0%	63.1%	44.9%	8.1%	4.5%	0.1%	4.9%	3.2%	24.2%

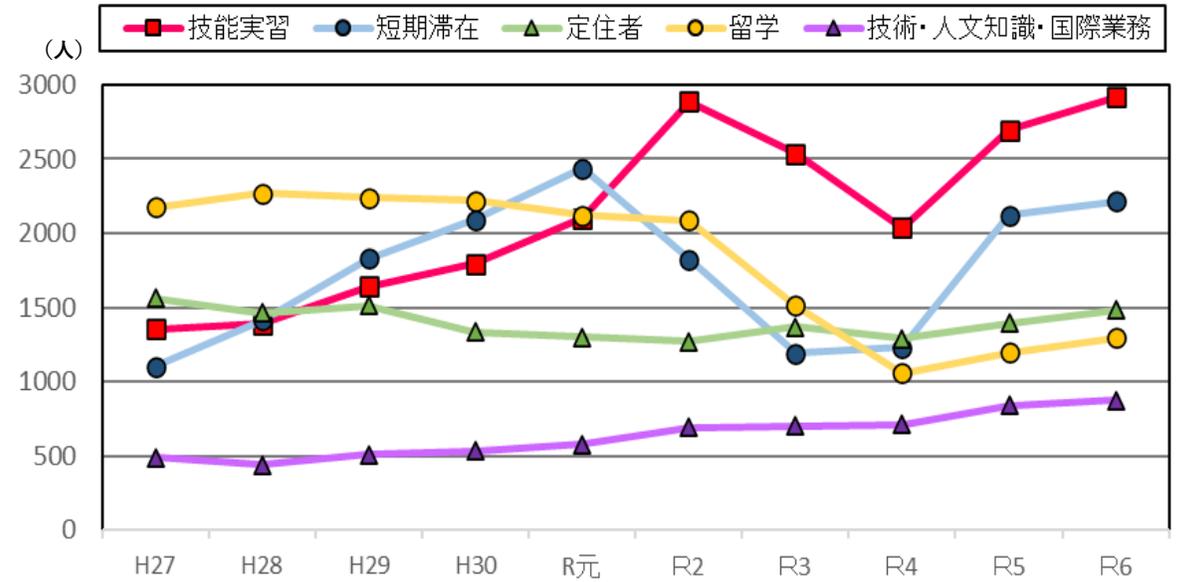
# 在留資格別総検挙人員の推移

正規滞在・不法滞在別



	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
総検挙人員	10,042	10,109	10,828	11,082	11,655	11,756	10,677	9,548	11,534	12,170
正規滞在者	7,828	7,718	7,988	7,777	7,664	7,175	7,328	6,766	7,409	8,004
構成比	78.0%	76.3%	73.8%	70.2%	65.8%	61.0%	68.6%	70.9%	64.2%	65.8%
不法滞在者	2,214	2,391	2,840	3,305	3,991	4,581	3,349	2,782	4,125	4,166
構成比	22.0%	23.7%	26.2%	29.8%	34.2%	39.0%	31.4%	29.1%	35.8%	34.2%

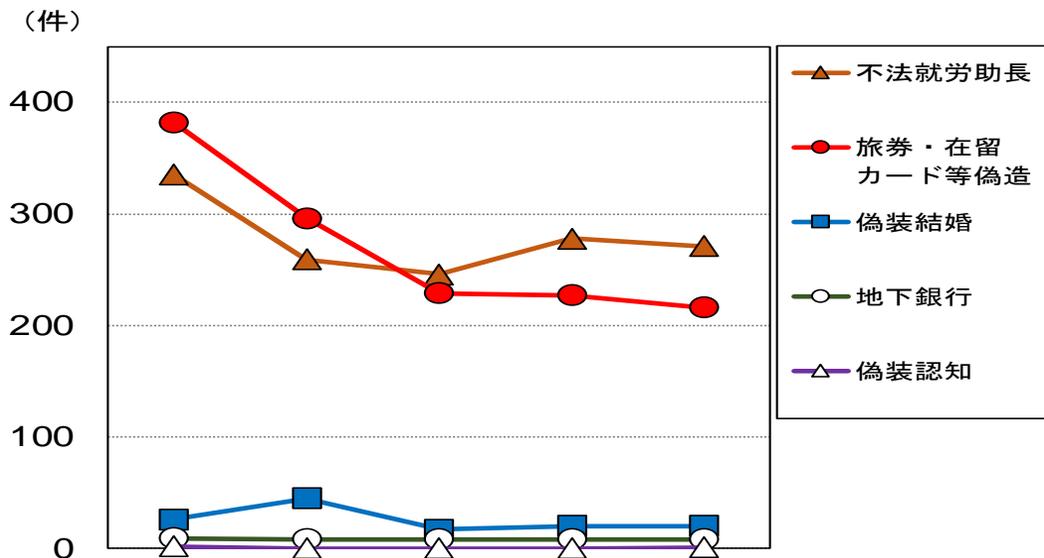
在留資格別



	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
総検挙人員	10,042	10,109	10,828	11,082	11,655	11,756	10,677	9,548	11,534	12,170
技能実習	1,352	1,387	1,642	1,793	2,103	2,889	2,538	2,036	2,692	2,916
短期滞在	1,102	1,413	1,829	2,091	2,437	1,824	1,193	1,231	2,122	2,214
定住者	1,560	1,461	1,512	1,334	1,298	1,270	1,368	1,288	1,396	1,484
留学	2,175	2,269	2,241	2,218	2,121	2,085	1,515	1,060	1,196	1,294
技術・人文知識・国際業務	491	437	508	531	580	692	701	711	841	877
その他	3,362	3,142	3,096	3,115	3,116	2,996	3,362	3,222	3,287	3,385

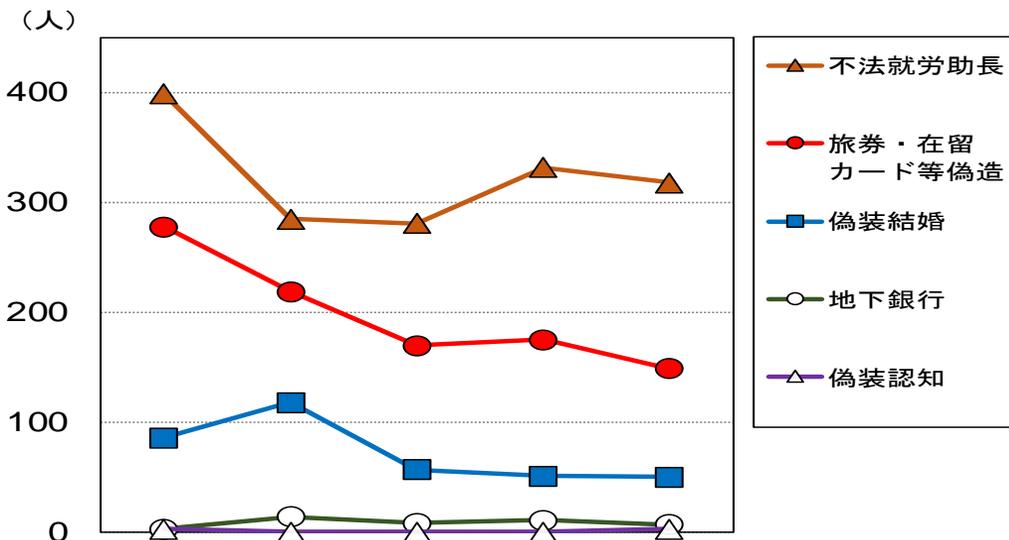
# 犯罪インフラ事犯の検挙状況の推移

検挙件数



	R2	R3	R4	R5	R6	増減数	増減率
総 数	754	608	500	533	516	-17	-3.2%
不法就労助長	335	259	246	278	271	-7	-2.5%
旅券・在留カード等偽造	382	296	229	227	216	-11	-4.8%
偽装結婚	26	45	17	20	20	0	0.0%
地下銀行	9	8	8	8	8	0	0.0%
偽装認知	2	0	0	0	1	1	-

検挙人員



	R2	R3	R4	R5	R6	増減数	増減率
総 人 員	769	636	516	569	527	-42	-7.4%
不法就労助長	399	285	281	332	318	-14	-4.2%
旅券・在留カード等偽造	278	219	170	175	149	-26	-14.9%
偽装結婚	86	118	57	51	50	-1	-2.0%
地下銀行	3	14	8	11	7	-4	-36.4%
偽装認知	3	0	0	0	3	3	-

# 外国人材受入れ制度への中央会の対応について



全国中小企業団体中央会  
労働政策部 熊野 祐気

## 外国人技能実習制度の適正な運用への取組み

- 外国人技能実習生の受入れの種別は、「企業単独型」「団体監理型」の2類型がある。
  - ・ 企業単独型・・・国外現地法人や、国外の取引先法人から技能実習生を自社に直接受け入れる
  - ・ 団体監理型・・・上記のような伝手のない企業が現地の送出し機関・国内監理団体を通じて技能実習生を自社に受け入れる
  
- 後者の「団体監理型」の監理団体の法人として、事業協同組合等の中小企業等協同組合法・中小企業団体の組織に関する法律を根拠とした法人が大多数を占めている。
  
- 組合が実施する事業（組合員のためにする外国人技能実習生の共同受入れ事業・組合員のためにする外国人技能実習生に係る職業紹介事業）＝実習監理事業であり、組合事業の適正化の観点から、本会としても、都道府県中央会に協力をいただきながら監理団体の適正な実習監理のために指導・支援をしている。

【中小企業等協同組合法 抜粋】  
(都道府県中央会)

第74条 都道府県中央会は、次の事業を行うものとする。

- 一 組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会（以下「組合等」という。）の組織、事業及び経営の指導並びに連絡

【外国人技能実習法 抜粋】  
(実習実施者、監理団体等の責務)

- 第五条 実習実施者は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護について技能実習を行わせる者としての責任を自覚し、第三条の基本理念にのっとり、技能実習を行わせる環境の整備に努めるとともに、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力しなければならない。
- 2 監理団体は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護について重要な役割を果たすものであることを自覚し、実習監理の責任を適切に果たすとともに、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力しなければならない。
  - 3 実習実施者又は監理団体を構成員とする団体は、実習実施者又は監理団体に対し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために必要な指導及び助言をするように努めなければならない。

## <外国人技能実習制度適正化事業の実施>

- 平成27年度より、中小企業庁からの予算付けにより実施している。平成29年11月の技能実習法等の施行に伴い、OTITが監理団体へは年1回以上、実習実施者へは3年に1回以上のペースで実地検査を行い、その指導結果を基に主務省庁が行政処分をすることとなったため、中央会として一定の役割を終えたものの、引き続き予算化され、事業が継続しているものである。
- 適正な実習監理がされているか専門家等と行う巡回指導、情報提供等を図るための講習会の開催、その他事業の3本柱により事業を実施。
- 過去の当事業の実績等は以下のとおり。

年 度		H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06
巡回指導 (監理団体)		598	531	614	503	510	487	528	535	445	444
巡回指導 (実習実施者)		1,243	882	651	588	531	380	370	337	350	339
講習会	回 数	87	90	106	94	91	76	88	95	91	91
	参加 組合数	1,608	2,188	2,817	2,138	1,978	1,212	1,753	1,535	2,177	1,979